



「はじめに」

篠山市黒田地区里づくり計画

私たちの住む黒田は、山や川や里山といった緑豊かな自然とともに、先人達が築いてきた歴 史や文化などの良好な生活環境が営々と伝えられています。

近年になって宮田川の改修、川代ダムの完成、舞鶴道の開通そして JR の複線化が進むなど、住環境はずいぶん変わってきました。そのため篠山市では、移り住むための住居を求める人も増え、住宅団地や郊外型店舗が増大しました。黒田も例外ではありません。このまま野放しの開発が進みますと、虫食い的住宅開発が蔓延し、貴重な自然環境や景観が喪失してしまう恐れがあるなど、多くの課題を持っています。

篠山市ではこれらの課題に対応するため(篠山市独自の)土地利用ルールが必要であるとして、「篠山市土地利用調整計画」が平成15年に作成されました。この計画は、篠山市の緑豊かな自然環境を保全し、無秩序な開発を防ぎ、計画的な土地利用に推進しようとするものです。さらに篠山市は、全国に先駆けて地域住民が参加した地域レベルの土地利用計画策定を支援する「緑豊かな里づくり条例」を制定しています。

以上の状況に鑑み私達は、「篠山市土地利用調整計画」を基本としながら、黒田の個性や実情を反映したより具体的な計画 "黒田里づくり計画"を作成する必要があると考え、平成 15年 10月 26日に「黒田里づくり協議会」を設立し、兵庫県まちづくりセンターのコンサルタント派遣に基づき約半年間にわたって黒田の里づくりについて協議してきました。

本書は、黒田地区が今日まで継承してきた里の遺伝子というべき自然環境と社会環境に目を向けながら、私達みんなで議論し、協議してきた内容を「黒田里づくり計画」としてまとめたものです。篠山市企画課の熱心な応援もあって報告書をまとめることが出来ました。報告書はこれから始まる里づくりの手引きであって完成ではありません。これからが里づくりのスタートです。私達里づくり協議会は、設立趣意書に掲げた 自然環境の保全と より良いコミュニティの形成に向けて、この里づくりの実践を通して実現していきたいと考えています。2003年を里づくり元年として、新たなスタートをきろうではありませんか。

黒田里づくり協議会



目 次 黒田地区里づくり計画

第1章 黒田地区の里づくり計画について	1
(1)黒田地区の概況	1
黒田地区の概況	1
黒田里づくり計画とは	3
里づくり計画の背景	3
黒田里づくり計画の今日的意義と留意点	4
第2章 黒田地区の現況特性	6
第2章	
(2)現況法規制 (3)黒田地区里づくりに関わる地域の魅力と問題。	
(4)住民 意識	14
第3章 計画の基本方針	15
(1)黒田里づくりの将来像	15
(2)計画の基本方針	17
笠 4 辛 - 田づくい甘土は高	1.0
第4章 里づくり基本計画	
(1)緑の骨格づくり	
(2)土地利用基本計画	
土地利用ゾーニング	
黒田地区土地利用計画の考え方 土地利用ゾーニング別建築指針	
エ地利用ソーニング	
(4)修景緑化計画	
(5)市民のワークショップ整備地区の選定	32
第5章 里づくり計画の運用指針	33
(1)里づくり協議会と里づくり計画	33
(2)役割分担	36
別冊	

資料編(黒田地区里づくり協議会趣意書及び規約他)



図 表 目 次 _{黒田地区里づくり計画}

第1章 黒	田地区の里づくり計画について	1
図 - 1	黒田地区里づくり計画の適用範囲	2
図 - 2	黒田里づくり計画策定フロー	5
第2章 黒	田地区の現況特性	6
図 - 3	地勢構造区分図	8
図 - 4	旧社寺の分布と坪名	9
図 - 5	現況法規制図	10
図 - 6	黒田地区里づくりワークショップ開催フロー	11
表 - 1	黒田地区の魅力(ワークショップから)	12
表 - 2	黒田地区の問題点と課題	13
第3章 計	画の基本方針	14
第4章 里	づくり基本計画	15
図 - 7	水と緑の骨格軸の構成模式図	19
表 - 3	黒田地区の土地利用ゾーニング区分と名称	20
表 - 4	黒田地区のゾーン区分	23
表 - 5	建築基準(いえ・にわづくり)一覧	25
表 - 6	立地可能な施設の用途	26
図 - 8	良好な住環境形成を図るため保全維持したい	
	農地等のオープンスペース	29
	建築物の定性基準	
	田地区いえ・にわづくりガイドライン)	
	修景整備地区の候補地	
図 - 10	開発行為の届出手続きの流れ	34
図 - 11	樹林・樹木分布構成図(現況)	37
図 - 12	土地利用現況図	38
図 - 13	土地利用計画図	39
図 - 14	緑のネットワーク形成図	40

第1章 黒田地区の里づくり計画について

(1)黒田地区の概況

名称及び区域

本計画は、「黒田里づくり計画」(2004)と称する。

本計画の適用範囲は、黒田地区住民が土地権限等を有する概ね図 - 1の領域である。 (大字黒田のうち以下の小字を含んでいる。)

イノ坪、ロノ坪、ハノ坪、トノ坪、ヌノ坪、ルノ坪、ヲノ坪、ワノ坪、カノ坪、タノ坪、レノ坪、ソノ坪、浦坪、上ノ坪、樋ノ坪、北ノ坪、東谷、茶臼山、井根ノ百合、東ノ坪、谷田、の全域及び、二ノ坪・ホノ坪・ヘノ坪・チノ坪・リノ坪・ヨノ坪の一部、高屋字古池ノ坪、西谷飛び地

区域面積は、約70ha、里山等の山林除く平地部は53haである。 人口 430人 世帯数140世帯、高齢者比率17.6%



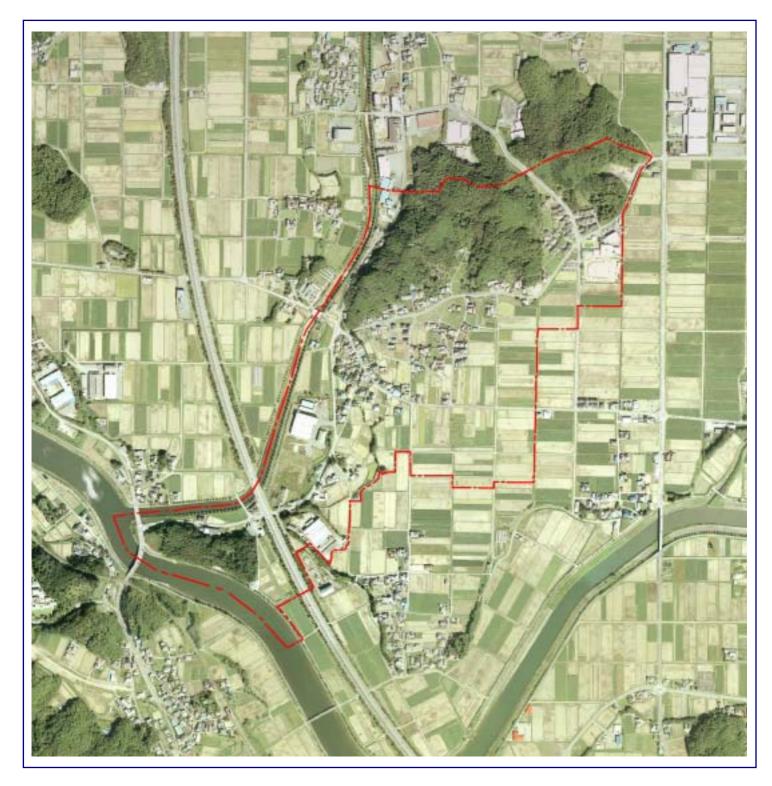


図 - 1 黒田地区里づくり計画の適用範囲

黒田里づくり計画とは

黒田里づくり計画は、「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づき、黒田地区住民で組織する黒 田里づくり協議会が定める地区レベルの土地利用及び建築物等の開発誘導規制計画です。黒田 地区住民の参加と合意により地区の個性や特徴を活かした秩序ある土地利用と適切な開発基 準によって魅力ある黒田の里づくりを実現しようとするものです。黒田地区の特徴を活かした 秩序ある土地利用を推進し、生産環境、生活環境、 自然環境、 景観の保全・整備、創出を行い、 住みやすく、働きやすく、また憩い、住民誰もが誇りに思えるふるさとの環境形成を目指してい ます。同時に地域の特性を活かした生産性の高い農業を振興し、農村環境だけでなく生活と生 産が一体化した活力ある里づくりを目標にしています。

里づくり計画の背景

北に山を背負い、南に開ける恵まれた地勢に河岸段丘の発達した黒田の里は、黒田集落区域 で自律したひとつの生態系を形成しています。緑条例でまち区域に位置付けられた集落の中心 部にも農地が残り、畦畔木やカキノキが畦や母屋の裏手に散在し、農村らしい佇まいがまちな かにも色濃く残っています。一方耕作放棄農地に見るような農地の流動化や里山等の森林管理 の不在などによる環境の荒廃化も進んできています。

これまで市街地拡大を受容することで手いっぱいだったまちづくりは終わり、21 世紀は、 本当に環境の質が求められる時代です。人口増加は止まり総体的に都市的開発圧力は低くなっ ているものの、幹線道路網の整備と自動車普及により、都市計画白地地域へも自動車利用を前 提とした開発需要が特定区域で発生しています。同時に大都市への一時間圏の広がりは、持ち 家取得希望者への選択肢を広げており、経済性に加えより生活環境が優れたところが選択され やすい時代になってきました。小学校を地区内に有し、インターチェンジや JR 篠山口駅にも近 い南に傾斜する黒田地区は、市内でも有数の利便性や、農村らしさの残る生活文化環境の質を 備えており、ここ 10 年の人口増を見てもわかるように新しい形での開発需要地に選定される

可能性が高い地域といえます。

一方黒田地区住民も、農村らしい景観を とどめているとはいえ、大半が第2種兼業 農家となり、都市生活者と何ら変わらない 状況が生まれ、新しい土地利用や住環境形 成の方向付けが期待される状況となって います。また郊外住宅地にしたくないとい った住宅開発に対する懸念をもつ住民も 斜しながら段丘に沿って集落が形成されている。



西から望む黒田の里の全景。北に天王山が位置し、南に傾

少なくありません。おりしも兵庫県では県民の参画と協働が条例化され、市民参加による地域 ビジョン策定や篠山市まちづくり委員会の結成など住民参画の機運が高まっており、平成 15 年には篠山市土地利用調整計画の策定や丹南支所移転、県のみどり条例改正など市民の土地利 用への関心は極めて高い状況となってきました。

こうした背景から、黒田地区では、「篠山市土地利用調整計画」を基本としながら、将来の土 地利用やまちづくりの方向性を行政とともに住民みんなで検討し、ここに黒田地区にふさわし い誰もが誇りの持てる黒田地区独自の里づくり計画を策定するものです。

黒田里づくり計画の今日的意義と留意点(行政の方々へ)

都市計画白地地域における黒田里づくり計画は、「開発」と「保全」を調整し、住民、事業者並びに行政といった多様な立場を調整して、黒田地区の望ましい環境形成に向けて、 積極的に地域の土地利用や開発の規制・誘導の調整を図るものです。

このため黒田里づくり計画では、第一に黒田地区の望ましい環境形成の方向性、すなわち地区の目指すべき将来像を明確化する必要があります。第二に開発と保全や様々な立場を調整するためには、これまでのような個別法に基づく行政間の了解事項による運用ではなく、ワークショップ等による住民参加により地域で合意し定めた参画型の計画として、「黒田地区住民の相互規約」であるという認識が必要です。すなわち、農振農用地の解除運用も含め、住民合意により10年後の将来を展望した計画としてこれからの土地利用転換の方向性を伴うものであり、現況の法指定に固辞することなく、互いに地域振興を含めて地域の将来を展望する中で、積極的に土地利用調整を図る計画であることを認識しておく必要があります。

同時に多自然居住地域として、農地等を計画介在させたゆとりある田園居住空間とでもいうべき新しい住環境像の提示構築が求められています。新しい農村型の居住空間を創り出す役割を有した規制基準とするために、これまでの開発指導要綱等に見られた開発をコントロールする規制的側面に加え、新しい住環境形成のマスタープラン的役割を内包する計画づくりが求められます。黒田の里づくり計画は、直接的な住民の意思反映手続きに基づき運用される開発基準として、新しい住環境形成のガイドライン的な内容を付与し、実際の開発協議を通して互いに学習し合いながら柔軟に対処し運用するガイドラインとして、策定しています。



公民館で開催された黒田里づくり協議会の 設立総会



ワークショップによる里づくり計画の検討作 業風景。

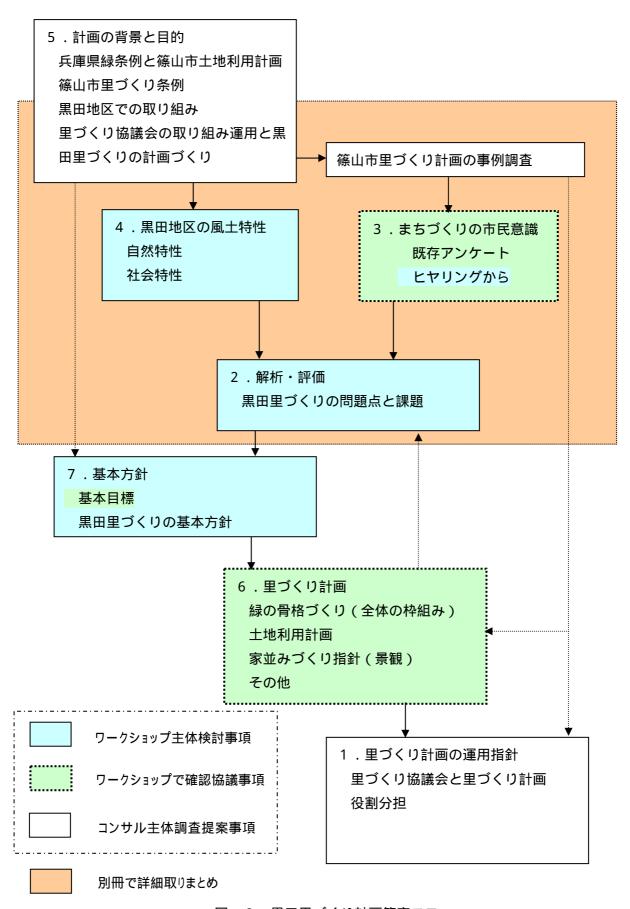


図 - 2 黒田里づくり計画策定フロー

第2章 黒田地区の現況特性

(1)黒田地区の現況

河内郷に属す

旧南河内村黒田地区。宮田川(明野川)流域の下流に位置する。丹波誌によれば一郷一村中に流れる川 のある所を「河内」と号したとあり、古代大山流域とともに河内郷に属し、中世には宮田庄に位置した。 宮田の地名は、式内大社河内多多奴比神社(上坂井)の宮田のあった事によるが、篠山川の支流宮田川は、 古来から河岸段丘の発達した流域を構成している。

河岸段丘と条理の水田

旧南河内村 15 ヶ村のうち宮田川沿いに位置する宮田、高屋、 川西、東河内、黒田は、宮田川の河岸段丘沿いに集落家屋が立 地している。宮田川の河岸段丘は、低位・中位・高位の三段に よって構成されるが、いずれの集落も中位又は高位の段丘面に 張り出た山地、丘陵の尾根に鎮守を祀り、家屋は、その南側の 山地・丘陵裾部と宮田川に沿った段丘部の南北道(旧巡礼街道) 岸段丘が発達している。



に沿って街村状に立地している。黒田地区も宮田川沿いに張り出した山地裾部の垣内集落と思われる農村 家屋と、江戸期に集村化したと思われる中位段丘面の南北旧街道沿いの街村によって構成されている。 東側 の高位段丘面は、圃場整備された農地が広がり、字名の「坪」が示すように篠山川沿いは、古代条理の水田 地であったとされている。したがって黒田地区から見て高位段丘面に立地する形となる集落の川北新田等 は、農地地割の上に篠山川等の水利の安定とともに集落構成された平地集落で、東西南北の農地地割の上に 家屋が立地し、鎮守は篠山川の上流側に配されている点が共通している。

すなわち黒田地区は、河岸段丘の発達した宮田川沿いの流域の 街村と高位段斤面となる篠山川の流域平地に位置する平地集落の 影響を受けて、集落構成されているといえる。

ケヤキを育む肥沃な大地に少将山等の伝承残る

黒田の地名は「肥沃な土地」の意を語源とするが、南に少将山 (茶臼山)が位置したように宮田川や篠山川の運ぶ土砂が裾部に 堆積し、早くから陸地化し、古代湖水の西側湖岸を形成していたと



家屋の立地する中位面に残る段丘斜面林。

想定され、山手の 7 基の円墳や高位段丘の弥生遺跡 (黒田遺跡) は、堆積した沼沢地を中心に早くから稲作 が展開されたことを物語るものといえる。 鎮守は山手の稲荷神社 1860 年再建。 高位段丘斜面沿いに浄法 寺が位置し、現在境内地には公民館が立地する。南西端に位置する丘陵の少将山は、丹波少将成経または 千種少将顕経の古跡の名所。それに伴う琵琶ヶ淵や多紀の沼地開拓を伝える琴弾滝の伝承や少将(黒田館) の屋敷林とされる寸原の大ケヤキ(県指定の郷土記念物)が残る。現在の篠山川の流路は、江戸初期第三代 篠山城主の松平忠国が大工事(1650 年頃)で改修したものと言われ、かつては少将山の東裾を流れてい たと伝えられる。肥沃な土地の反面、宮田川の河川改修が完工する 1987 年まで洪水に悩まされつづけた 地域である。現在人口 430 人、140 世帯、高齢化率 17.6%年少比率 17.6%、北の稲荷神社前に西紀南 小学校があり、JR 福知山線篠山口駅まで直線距離で 3km、徐々に新興住宅地が多くなってきている。



高位段丘面に広がる農用地。



寸原のケヤキと中位段丘面の集落家屋。



宮田川の桜並木。



西側から宮田川越しに望む段丘斜面に沿った既存集落地。



既存集落内に介在する農地。



家屋裏手に残る畦畔のカキノキ。



主要道路に沿って進行する住宅地。



既存集落地を取り囲むように分布する新興住宅地。

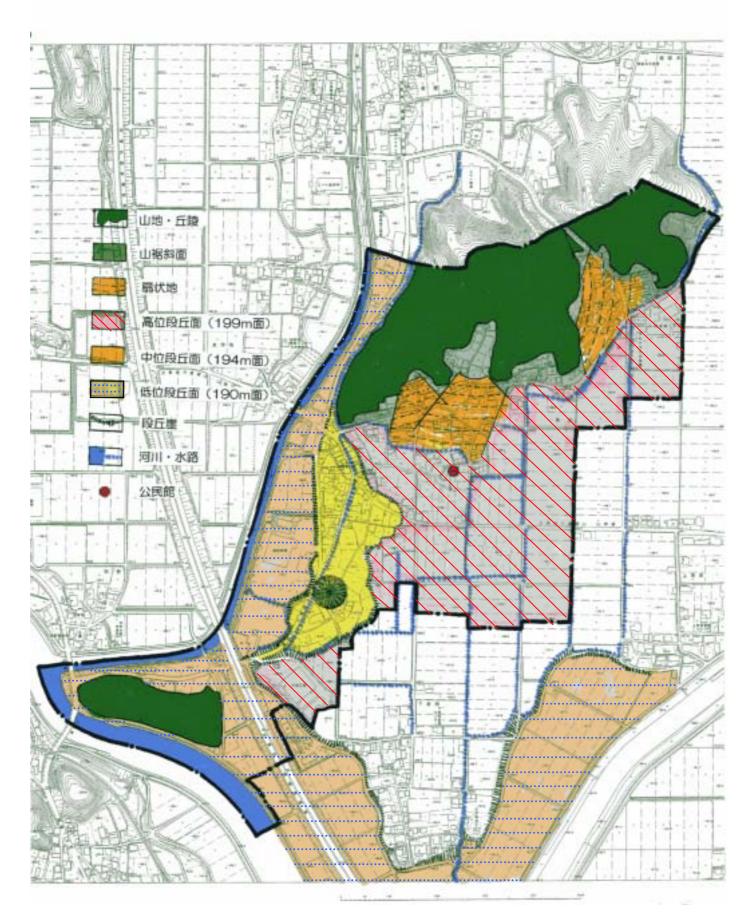


図 - 3 地勢構造区分図

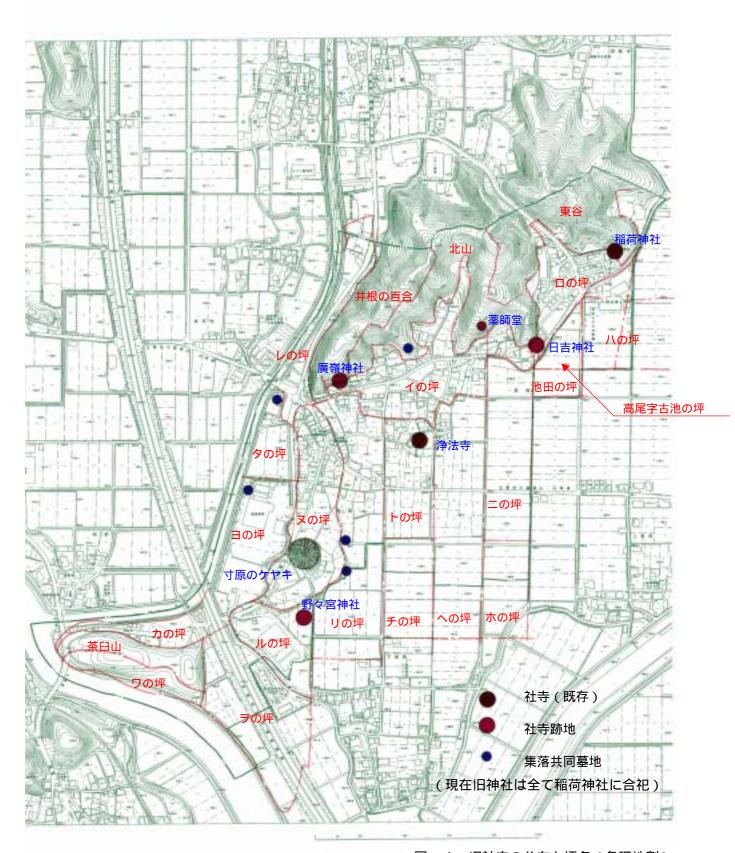


図 - 4 旧社寺の分布と坪名(条理地割)

(2)現況法規制

土地利用に関わる黒田地区の現況法規制は、次の通りである。

都市計画区域白地地区 - 全域 (70ha)

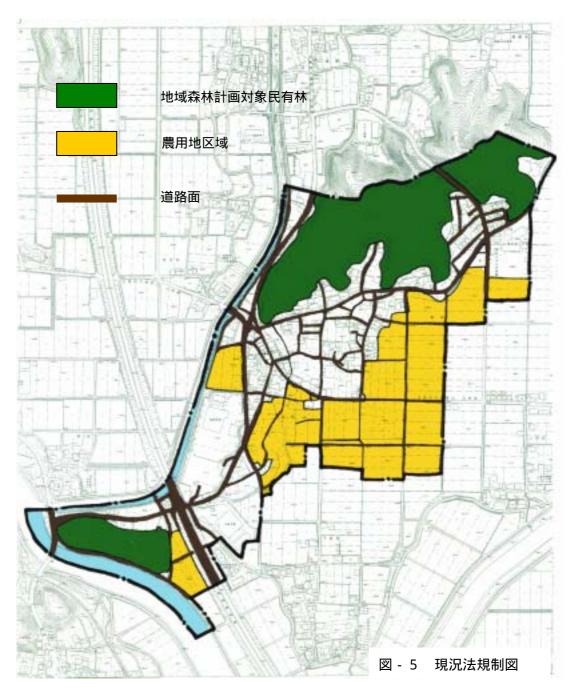
農業振興地域

農用地区域(23ha)

地域森林計画対象民有林(17ha)



宝魚園前から望む黒田集落の全景。まとまった農用地が維持されてこそ眺望景が継承されることとなる。



(3)黒田地区の里づくりに関わる地域の魅力と問題点・課題

黒田地域の有するまちの魅力や特徴、問題点・今後の里づくり課題等については、黒田里づくり協議会が主催した「里づくりワークショップ」を通して住民みんなで意識を共有しあいながら、確認・協議してきた。

黒田地区では、図 - 2 に示すように派遣コンサルをコーディネーターに毎回篠山市の企画調整課の参加を得て、概ね5回のワークショップを開催し、黒田地区の魅力の発掘と里づくりの問題点や課題を確認しあってきた。そのワークショップによって具体的に抽出された項目を黒田地区の特徴である段丘面の断面構成に応じて整理しまとめたのが「表 - 3 黒田地区の魅力」と「表 - 4 黒田地区の問題点と課題」である。

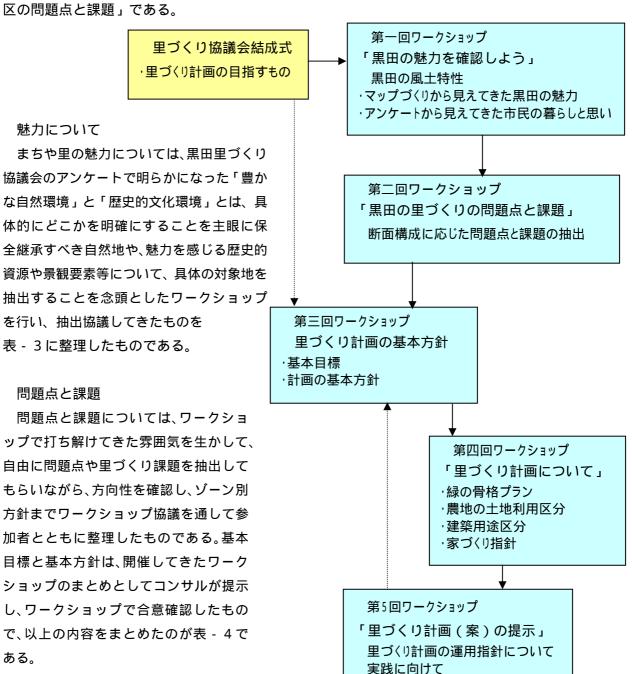


図 - 6 黒田地区里づくりワークショップ開催フロー

まとめ

表 - 1 黒田地区の魅力(ワークショップ等から)

	河川沿い低地			低价机厂	中央机厂	宣於 原丘	里山
	宮田川	篠山川	少将山	低位段丘	中位段丘	高位段丘	
標高	185m前征			190m面	194m面	199m 面	天王山: 黒田の杜:
主要素	桜並木竹 林	桜並木	史跡	工場 道路	住宅・農地 寸原のケヤキ	農用地 西紀小学校	稲荷神社 古墳
地断模図	and a	宮田川	低位即	中位段	高位段丘	里	
自環・・も・風・他 燃 然 は は は は は の季 そ そ の の の の の の	桜 タ 清 魚 か	桜コナホ水もミカオ、マル生シニナ		東側の農地を残す	寸原のケヤキ ケヤキさん、 カキャー・ カキャー・ カヤー・ カケー・ カケー・ サート・ カケー・ カケー・ カケー・ カケー・ カケー・ カケー・ カケー・ カケー	ホタル 家の周りのカキノキ	神社の東山、森、山東山、森、山東山、大ブク、大学、中野の大学、中野、中野の大学、中学、中野・大学、中野・大学、中野・大学、中野・大学、中野・大学、中野・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学
歴資・旧・・・灯・・他源名跡鎮道常・小そ・ 中 がい 守標を 祠の	小滝 (弾事の滝)	琵琶淵	少将山遺跡	動物の墓	お相撲(相撲場) 角力の墓 角力の碑 火の見櫓 どでんのつぼ 元表・道標の維持 東の坪遺跡(土器片)	公民館の遊び場 住宅前の道 鎮守の森、 黒田遺跡(弥生土器)	山の上のアンテナ 相荷神社 仙道 七基の円墳(張り出た南の尾根に分布)
思い場所	散川橋た小丹川宮景渡のを時滝南代田田橋が川	散策 新栄大橋、 上橋 ・ 連 の の で	登 り 遊 ぶ 少将山	丹南橋横の交差 点 西紀大橋からの 眺道を曲がった とこの 上田歯車 大協工業所	けや山に登り遊ぶ というでは、 はいかに はいかに はいかに はいかに はいかに はいかに はいかに はいかに	宝魚園の交差点	天王山に登る 井根の百合山 登り遊ぶ 山の姿 里山 峠からの風景 黒田の森 神社の森
全体 構成 ・け ・景観 ・風景	北に山があ	を焼く匂い、 5り南に開け <i>†</i> 1の見える景色	∊地勢、南Ⅰ	の丘からの風景 こ広がる田園風景、 む夕日、田園風景、	稲の風景、電車の走る	風景(遠くに走る列車)	

表 - 2 黒田地区の問題点と課題(ワークショップから)

	河川沿い低地			52 37 32	二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一			
			s 少将山	低位段丘	中位段丘		高位段丘	里山
みどり条例	さとの区均	或	森を守る	ま	ちの区域		さとの区域	森を守る区域
篠山市土地利用 調整基本計画	農業集落環境 区域		森林環境 保全区域	産業育成区域	産業育成区域 住環境形成区域		農業集落環境保全 区域	森林環境保全区域
2十十日在11		-	(月	農振白地地域)			農用地	地域森林計画対象民有林
法規制		都市記	計画(白坤	也)区域(建蔽率	70%、容積率 400)%・閉	開発許可 3000 ㎡以	上)
器	都市計画(白地)区域(建蔵率 70%、容積率 400億 ゴミ ゴミ 南風強風 まっト リア 野焼き ポイ捨 て		い山 とラ ト チソ	宅地化禁止	持ち山管理 広葉樹林化			
	 子供が外で遊 缶のポイ捨て		世間付き	き合い減少	构忧* 榮 问訪玖			
方向性	水辺の自然 橋・橋詰の 散策道の修	修景整備		東側農地の保 全 交差点の修景	ケヤキの保全活用 農住環境のの保証 共有施設のの維持・修 通過の誘致 住環境の維持 計画的な安全性の向 自然との共生環境 に関係していた。 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは	§景 上	田園環境の保全 眺望性の確保 朝日・夕日の演出 小学校へのヴィス 夕の保全 鎮守の森の存在感 寺の保全	里山環境の保全 特に稲荷神社を中 心とした修景整備 手入れされた山へ 維持管理体制
	年寄りを大事 ゴミの無い環		美観の重視	見向上)				
ゾーン別 方針	水辺の自然とふれあう緑豊 かで快適な散策空間の創造			段丘と桜並木 を生かした緑 豊かな職場環 境の形成	和し、高齢者にやさし		既存集落と 調和のとれ 環境 た緑豊かな 新しい生活 環境の形成	
基本目標	段丘斜 地域の 広がる	緑の山並みに抱かれ、南に開けた肥沃な「田園と調和したふるさと環境の継承」を目指して、 段丘斜面の地勢の継承 地域のシンボルである寸原のケヤキが育つ良好な生活環境の保全継承 広がる田園の営農環境の保全と眺望視線の継承						
計画の 基本方針	段丘斜面を 寸原のケヤ	を図り、緑豊かで身近な生きものと共生する「ふるさと黒田」の生活環境を形成する。 黒田の里を育む里山環境の認識共有と保全・活用 段丘斜面を活かした「いえ・にわづくり」(集落環境)の継承 - 農地が介在する新しい居住環境の創造 寸原のケヤキを育む住生活スタイル(ライフスタイル)の確立 ワークショップに基づく生活環境形成システムの確立(市民参画協議の基本原則の確立)						

(4)住民意識

生活環境について

黒田地区では、里づくり協議会の準備会に当たる自治会を中心に組織された「黒田里づくり委員会」によって黒田地区生きものを中心に詳細なアンケート調査が行われている。それによれば黒田地区は自然環境に恵まれ、交通の便がよく89%の人が暮らしやすいと応えている。但し30代の女性を中心に交通の便、暗さや店舗など利便性に対する不満が高く、明らかに市域内の比較ではなく三田等の市街地等と比較しての回答が目立つ傾向にある。今後必要なものは公園等のコミュニティ空間やコンビニなどの日用店舗で、これからは自然環境を大切にしつつ、近所づきあいや環境への配慮など日常の暮らしやマナーに気をつけたい意向が確認された。特にゴミ問題や環境問題への関心が高い傾向にある。必要でないものは、道路や都市化等であり、全体として現在の暮らしやすい生活環境の保全維持を望む意向が強い。

生き物の生息調査から

詳細な調査を行っている生きものについては、家や庭周りに生息する生き物は大きな変化が無いものの、動物も含めカブトムシやオニヤンマ、クワガタといった樹林系の大型種の生きものとタガメ、ゲンジボタルといった水辺系の生きものが大きく減少しており、特に集落家屋周りで身近に見られたオニヤンマやホタル等の生きものも黒田の生息母体というべき里山や宮田川や篠山川に集中する傾向が読み取れる。すなわち、生息種の数は大きく変わらないものの、明らかに量的に減ってきた種が多く、出会う頻度(出現率)の高い種(コオロギ、モンシロチョウ等)と低い種(タイコウチ、ハグロトンボ等)の二分化が進み、出現率の高い種の単調化が進行していること。生息地も集落周りでもよく見られたホタルやトンボ、チョウ等の身近な種が、里山や河川の自然緑地に集中しつつあること、がわかった。このように生き物の生息調査からは、集落家屋周りでの環境変化(種の減少)が大きいことが確認される。

なお黒田の里山は、広域的には多紀連山県立自然公園の裾部に当たる西南端の丘陵地の一翼を担っており、市街地のフリンジ部(接点)に当たり、市街地に突き出た自然緑地といってもよい。したがって黒田地区の自然性豊かな里山環境を保全継承することが篠山市の骨格緑地帯である多紀自然公園の保全につながり、篠山市の自然環境の継承につながるということができる。







モリアオガエル

第3章 計画の基本方針

(1)黒田里づくりの将来像(基本目標)

黒田地区は、北に鎮座する緑の山並みに抱かれ、南に開けた恵まれた地勢の上に南北基調の河岸段丘の発達した肥沃な地域であり、西に宮田川、南に篠山川その合流部に少将山が位置するなど、水田の広がる高位段丘の東側を除けば、集落境界が視覚的にもはっきりとした特徴を有する。土地利用も伝統的に高位、中位、低位の段丘面を生かして施設立地等が展開されており、大型事業所も低位に立地するため、大きな景観阻害となってはいない。寸原のケヤキが位置する中位段丘面を中心とする集落家屋内には、畦畔木やカキノキが畦や家屋周りに分布し、今も浦井根の水路や倉の佇まいなど農村的な景観が色濃く残っており、北側谷奥の山裾にあった小学校跡地がまとまって宅地化されたため、既存集落部での大きな景観変化は少ないまま、市街化(人口増)が進み、現在に至っている。

このため黒田地区は、全体として人口増が進み市街化が進展したにも関わらず、まちなかに 寸原のケヤキや美しい農村風景が残っているのが特徴的である。したがって、今後も段丘面ご とに展開されてきた土地利用を継承し、高位段丘面のまとまった農地を生産基盤として保全維 持し、美しい農村の佇まいを子や孫に継承していくことを目指すものとする。すなわち、まと まった高位の優良農地を保全するとともに家屋周りに分布する農地もカキノキや畦畔木等と ともに、豊かな生活環境資源として評価し、「介在農地と共存するゆとりある集落環境形成」 を目指すものとする。

黒田地区では、今日まで継承されてきた「田園と調和したふるさと環境(農地と共存するゆとりある集落環境形成)の継承」を目指して、次の三つを黒田里づくり計画の基本目標とする。

i)段丘斜面の地勢の継承

・黒田地区の特徴である段丘地勢を生かした伝統的土地利用の継承に努め、段丘面に対応し 概ね以下の土地利用区分を基本とした土地利用の役割分担を目標とする。

高位段丘面 生産基盤(営農環境)としてのまとまった農地の保全、条理地割の維持。

中位段丘面 農村景観の保全と介在農地と調和したゆとりある住環境形成

低位段丘面 既存の事業地を中心とした緑豊かな事業・業務地環境の形成

山裾から幹線道路沿い 新興住宅地整備を中心に既存家屋や背後の山並みとも調和 した良好な住環境の形成

)地域のシンボルである寸原のケヤキが育つ良好な生活環境の保全継承

・黒田地区のシンボルである寸原のケヤキは、宮田川と篠山川の合流する河岸段丘の発達した湿潤な環境によって形成されたもので、このシンボルのケヤキが育つ生息環境(生態的システム)を将来にわたって維持継承することが、黒田地区の身近な生きものの保全につながり生活環境の質を継承することとなる。したがって寸原のケヤキが育つ環境を地域環境の指標(バロメーター)としてその生態システムの保全維持に努めることを目標とする。

) 広がる田園の営農環境の保全と眺望視線(風景)の継承

- ・黒田地区は、宮田川や篠山川といった集落境界が明確な点が特徴的であり、西側や西南から 黒田に帰ってきた印象は、川を橋で渡ることに象徴され、橋そのものが集落ゲートの役割 を有している。一方田園が広がる東南面は、広がる田園越しに里山である北の天王山や黒 田の杜を背景に前面の集落家屋や小学校の屋並み景観への眺望風景そのものが、ふるさと に帰阪の思い出の風景として記憶されている。実際宝魚園前からの眺望風景は、本当に美 しく黒田を代表する風景のひとつであり、広がる田園越しに望む集落景は、黒田集落の豊 かさを表出する風景といえる。
- ・この景観は、営農環境である前面の豊穣な農用地が保全維持されてはじめて継承されるものであり、何よりも建物がほとんど農地内にバラ建ちせず、農用地としてまとまっていることによる。この田園越しに望む風景(大景観)の印象を将来にわたって継承することが、黒田の共有するふるさとの心象風景を保全することとなろう。里づくり計画の開発規制の目標のひとつは、広がる田園越しの風景印象を変えないことであり、集落全体の緑化計画等も集落全体を土地利用的に遠望する眺望景観を豊かにする視点からの計画配慮が農村緑化の本質といえる。
- ・したがって高位段丘面に広がる田園の営農環境を保全維持し、ふるさとの眺望視線を継承することを目標の一つとして開発基準や緑化修景整備のあり方を検討するものとする。



既存集落地内に残る畦畔木。



既存集落内を流下する浦井根。



中位と高位の農地を分かつ段丘の斜面林。



寸原のケヤキと低位と中位を分かつ段丘の斜面林。

(2)計画の基本方針(里づくりの基本原則)

黒田地区では、先述のようにこれから目指すべき「田園と調和したふるさと環境(農地と共存するゆとりある集落環境形成)の継承」を図るため、地勢を尊重し、生態システムを保全継承し、 黒田の里との視覚的な印象風景となる眺望景観(大景観)を継承することを本計画の基本目標として提示した。その三つの基本目標を達成するためにこれから取り組むべき黒田地区里づくりの基本原則を「計画の基本方針」として次のように定める。

黒田の里を育む里山環境の認識共有と保全・活用

基本目標に掲げた段丘地勢の尊重や寸原のケヤキが育つ生態システムの保全は、黒田地区の北に鎮座する天王山と黒田の杜の里山が存在してこそ成り立つものである。多紀連山県立自然公園の裾部に当たる天王山と黒田の杜は、文字通り黒田地区の母なる緑地帯であり、黒田地区の生態系を支え、生活環境を支える生命の源泉である。したがって黒田地区の自然環境は、水源涵

養にも寄与するこの里山があって成立しており、黒田地区の住民誰もが昔から最も身近な森として親しんできた「ふるさとの森」であることを認識共有し、子から孫へと幾世代にも渡って語り継ぎ、子供たちとともに自然とふれあい学ぶことのできる黒田の里山林として、地権者に委ねるだけでなく、集落全体で樹林地の保全・維持を図り、レクリェーションや小学校の環境学習等に寄与する黒田地域の里山として、地域で利活用を推進するものとする。



浄法寺のある公民館越しに望む天王山(北山) の景観。

段丘斜面を活かした「いえ・にわづくり」(集落環境)の継承 - 農地が介在する新しい居住環境の創造

郊外住宅地の多くは、日本の風景を壊して宅造化してきた。住宅様式も庭付き戸建住宅かマンションモデルしかないようなまちなみイメージで計画された住宅地が多く、農村や山手の郊外環境に対応した多様な住宅モデルが提示されないまま開発が進行してきたといえる。農村集落の魅力は、地勢を巧みに活かし、個々の家屋だけでなく通りや街区といった家屋が集まって一つの環境を構成している点にある。しかも公と民有地に二分化された空間ではなく、鎮守や公民館、地蔵、道標、小祠といった共有空間が豊かであり、しかも一定の秩序をもって配され、集落の中心地や出入り口部を視覚化しながらゆったりと余裕を持った土地利用が展開されている。

黒田地区も敷地境界を示す。明確な門や塀は少ない代わりに、畦や畑地、段丘斜面林、水路やカキノキ、畦畔木、庭木等の緑で緩やかに家屋間の視覚的結界を構成しており、この地勢に沿った曲線形状の柔らかであいまいなエッジと親和的なスケールの空間領域の多様性が、黒田地区の大きな魅力となっている。したがって家屋間に介在する段丘斜面と農地や畦畔木、母屋裏手のカキノキ、浦井根等による農村的な佇まいを継承しながら、ゆとりのある低密度性を活かした新しい居住環境の創造を図る。そのためにも、定性基準に基づく開発基準のガイドライン的な運用を通して段丘斜面を有する黒田地区特有の「いえ・にわづくり」を推進する。

寸原のケヤキを育む住生活スタイル (ライフスタイル)の確立

湿潤な環境に対応して生育してきた寸原のケヤキを保全し、継承するため、新しい住民の住生活スタイルの確立を図る。アンケート調査に見るように住民の環境への関心は高く、本里づくり計画を契機に透水性舗装の推進や雨水貯留に取り組むなど、寸原のケヤキが生育する里にふさわしい住生活スタイルの確立を図る。

ワークショップに基づく生活環境形成システムの確立(市民参画協議の基本原則の確立)

本里づくり計画の策定プロセスを通して、黒田里づくり協議会が学んだ点のひとつは、ワークショップ等の参加型協議の手法を経験したことである。したがって今後里づくり計画に関する生活環境形成や環境改善等の実践的取組は、里づくり協議会へ届出・承認するだけでなく、地域全体の問題として情報を共有しあい、原則として興味ややる気のある住民ならば誰でも参加できるワークショップ等の「市民参画協議」を開催し、住民の意見を協議集約する住民総意の基に土地利用や建物の開発誘導を図ることを原則として、取り組むものとする。



里を知るタウンウッチング。参加者で里の景観イメージを共有する。



里の魅力を協議したワークショップ。



ワークショップにより活発な意見交換が行われ た。

第4章 里づくり基本計画

(1)緑の骨格づくり(緑化及び景観に関する事項)

黒田地区の水と緑の骨格

黒田地区は、多紀自然公園から派生する緑の山並みに抱かれ、南に開けた恵まれた地勢の上に南北基調の河岸段丘の発達した肥沃な地域であり、西に宮田川、南に篠山川その合流部に少将山が位置するなど、地勢に基づく緑の骨格がしっかりと大地に息づいている。すなわち、篠山市の広域的な骨格緑地でもある北の里山緑地(天王山・黒田の杜)と南の篠山川を宮田川と集落中央を流下する浦井根や水路等の水系緑地によって結び、さらに南北基調の低位・中位、高位の段丘斜面(帯状の樹林地)が水系緑地を補完するように連続的に樹林地がつながっており、加えて篠山川と宮田川の合流部には少将山の小丘が位置し、しっかりと水辺と連続する樹林地による緑地のネットワークを構成している。したがって黒田地区では、北の里山緑地と南の篠山川を結ぶ、水辺と樹林地による恵まれたネットワーク構造を生かして黒田地区全体の緑化プランを検討する。これは自然の摂理に基づき地域全体を循環型の自然環境システムとして再編・創造することであり、集落周りで減少しつつある生き物の回復やシンボルの「寸原のケヤキ」の保全にも寄与するものということができる。

黒田地区の緑化計画 - 緑の東西連結軸

黒田地区の自然的な緑の骨格は、篠山市の骨格を構成する広域緑地軸としての

- 2)河川軸 篠山川・宮田川……………………………集落境界(エッジ)を構成する河川軸

地域レベルの緑地帯である

- 3)緑地軸 段丘斜面林(低位-中位、中位-高位)......南北樹林軸
- 5)水辺軸 浦井根......親水水路軸

によって構成されている。したがって黒田地区ではこうした地勢に対応した緑を骨格とし

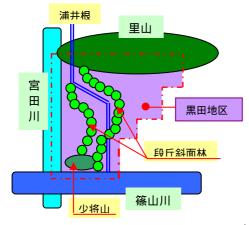


図 - 7 水と緑の骨格軸の構成模式図

て位置付け、黒田地区の緑化計画は、これを補完する緑のネットワークを構成する。すなわち南北基調の骨格緑地軸を補完する東西緑地軸であり、ここでは南北の骨格緑地を梯子状に連結することから東西連結軸と名づける。具体的には住民の散策利用を前提とした畦等の緑化も含めた街路緑化で対応するものとし、住民の日常利用から、公民館を中心に宮田川へ降りる東西ルートと公民館から里山を結ぶルートを図-6のように設定した。これらのネットワーク軸に基づき重点的な緑化を推進し、自然と共生する循環型の土地利用基盤を構築する。

(2)土地利用計画(土地利用に関する事項)

土地利用ゾーニング(面的計画)の枠組み

黒田地区の土地利用ゾーニングは、現在の土地利用の状況を踏まえ、将来の地区の総合的な土地利用の方向性を示すものである。したがって地区を面的にゾーン区分するのは、用途や土地の機能に応じて区分するだけでなく、里づくり協議会で決定した将来の土地利用の方向性や市民参画による整備や取組み意図を反映したものにする必要がある。このため黒田地区では。条例区分の名称を直接使用せず、黒田地区住民意識や意図を反映した主体的な土地利用の方策を明記した独自のゾーン名称を用いている。なお、表 - 1 に示すように特定区域を住宅系と工場等の産業系に区分し、条例区分の5区分に加え、6つにゾーン区分している。

地区のゾーン名称は、例えば森林区域を「里山緑地保全区域」としたように、地区住民にとって北の森林は、緑豊かな里山緑地であり、それらを保存する区域と位置付けて「里山緑地保全区域」としている。

以下同様に農用地は田園農地を継承する区域として「田園の農地継承区域」。河川緑地は、保全し散策等に活用することから、「河川緑地保全活用区域」、既存の集落区域は農地を保全しながら住環境形成を図るため「農住環境形成区域」、特定区域は、緑豊かな住宅地化を図る「緑住環境整備区域」と事業所等の緑豊かな業務地を目指す「産業緑化区域」としている。

みどり条例	篠山市土地利用 調 整 基 本 計 画	条例区分	内 容	黒田地区ゾーン区分
森を守る区域	森林環境保全区域	森林区域	・現況山林を保全しながら良好な 地域環境の形成に資する区域。	里山緑地保全区域
さとの区域	農業集落環境保全区域	農業区域	・将来にわたって農業振興を図る ため、営農環境の保全と整備・活 用を図る区域。	田園農地継承区域
		保全区域	·自然環境や伝統的風景を維持・ 保全する区域。	河川緑地保全活用区域
	住環境形成区域	集落区域	・伝統的な低層住宅地を中心に 良好な生活環境の保全と創造を 図る区域。	農住環境形成区域
まちの区域			・良好な地域環境の創造と地域の住環境との調和に配慮し、地	緑住環境整備区域
	産業育成区域	特定区域	域の活性化に資する特定の用途 の建築物等の開発を誘導する区域。(概ね5年以内)	産業緑化区域

表 - 3 黒田地区の土地利用ゾーニング区分と名称

黒田地区土地利用計画の考え方

黒田地区の六つのゾーン区分に基づく土地利用の考え方は表 - 2 に示す通りである。また実際の開発や施設整備に対する誘導内容の考え方や留意点は、次の通りである。

i)里山緑地保全区域(森林区域)

黒田地区の母なる緑地帯として、自然環境(生態系)の保全、水源涵養、山地災害防止、保健休養等の公益的な機能を発揮させるため、森林の適切な維持、保全・整備を図る。黒田の里の背後林として里山緑地環境としての存在感と緑の山姿、山容の保全維持が重要なことから、都市

的な開発は抑制し、施設整備も既存施設である社寺の増改築のみで建物は原則禁止とし、自然観察や市民の自然体験型のレクリェーション施設等に限るものとする。特に地域のシンボルとなっている稲荷神社林については、保全区域と同等の保全管理に努めるものとする。

施設整備検討時のチェックポイントは以下の通りである。

平坦地、緩傾斜であること (無理な地形改変はしないこと)

防災上安全であること

貴重な植生、生きものの生息地を含まず、また生息環境に影響の少ない地であること 集落区域から見て景観的に支障の無い領域(玄関口や稜線・谷筋、目立つ山腹等でないこと)であること

林内の施設として周囲から目立たない施設とすること

) 田園農地継承区域(農業区域)

良好な営農環境を保全維持する区域として、特にまとまった農地の保全に努め、広がりある 田園景観の維持・継承を図る。また伝統的な条理地割の維持・継承に努め、水路や畦の改変等に 対しても十分留意するものとする。

担い手不足や高齢化等に起因して発生する未耕作地については、農地として適性に維持管理 する事ができる新たな施策や事業化を検討し、将来にわたって農業的土地利用を維持していく ものとする。

分家住宅や農業用の施設整備も田園景観の資質を高める点景となるよう、周囲からの眺望に 配慮し、周辺の植生や緑のボリュウムに配慮し調和のとれた緑化を行い、施設の田園との同化 や調和を図り、人工的施設はできる限り目立たないような配置並びに形態とする。

施設整備検討時のチェックポイントは以下の通りである。

段丘斜面地には建設しないこと

流域を変えたり、水路や畦の線形や広がりある景観に影響の無いものであること (無理な地形改変はしないこと)

防災上安全であること

貴重な植生、生きものの生息地を含まず、また生息環境に影響の少ない地であること できるだけ低く抑えること

主要な眺望を分断したりしないこと

水平美基調のデザインであること

自然素材や味わいよく風化する素材使用に努めた施設であること

) 河川緑地保全活用区域(保全区域)

自然環境の保全維持に努める区域。土地利用転換を一切認めない地域であるが、河辺等の豊かな自然を活用するための小規模施設は、周囲との調和を十分整えられる場合に限り、可能としている。貴重な生きものの生息地や優れた自然環境を有する区域については、一定の自然環境特性を考慮した再生や修復整備を行うものとする。そのためにも、住民による定期的な自然観察や監視が求められる区域である。

) 農住環境形成区域(集落区域)

良好な生活環境の保全と創造を図る区域であり、黒田地区では、家屋間に介在する農地との一体型のゆとりある住環境を評価し、畦畔木やカキノキ等の残る農村的佇まいを黒田の里の特徴として維持継承を目指している。このため、既存居住者の住宅であっても低層化に努め、隣地との空間を確保し、段丘斜面や残存する農地や畦畔木と調和し、馴染む施設配置やデザインとし、ゆとりある生活環境の形成を図る。日常の生活関連商品等を扱う日用品店舗や生活利便施設、住宅地等の建設が予想されるため、里づくり協議会において十分検討協議し、許可するものとする。住宅等の施設立地規模については、最低でも概ね 12~16 戸/ha を保つことを目安とする。また日常生活を支える生活道路整備や排水施設など、公共性の高い生活施設整備は、協議会との話し合いに基づき適宜推進するものとする。なお区域内にある5m以上の高木については、原則伐採しないものとする。

施設整備検討時のチェックポイントは以下の通りである。

段丘斜面地には建設しないこと

大規模な敷地造成を伴わないこと (無理な地形改変はしないこと)

敷地造成基盤のコンクリート擁壁は原則禁止又は畦状の土羽によって覆い隠すこと

防災上安全であること

既存のコミュニティに大きく影響ある施設規模や配置でないこと

身近な生きものの生息環境に影響の少ない地であること

主要な眺望を分断したりしないこと

既存樹木の保全に努めること

擁壁等による閉鎖的な住宅等でないこと(既存家屋のように農地を介在させながら里に対し適度なオープン性を備えること)

) 緑住環境整備区域(特定区域)

住宅等の開発を誘導する区域であっても周辺の集落環境や田園環境と十分調和に配慮するとともに地域の活性化に資する施設の開発誘導を促す。したがって生活基盤としての定住条件を整備し、利便性の向上や必要な都市的機能の計画的導入を図る。また文化、教育、福祉等の公益的機能や商業機能などの市民のサービス施設や都市との交流施設との一体化や複合化を図り、敷地の効率利用を促す。全体として緑の豊かな住宅地や、アメニティの高い市街地環境形成となるよう緑化に努め、二戸1カーポート化や駐車帯を含めたオープンスペースの質的向上(歩道と広場との一体化、公開空地的な修景整備、歩道帯と壁面後退空地の一体化等)を図る。

施設整備検討時のチェックポイントは以下の通りである。

大規模な敷地造成を伴わないこと (無理な地形改変はしないこと)

敷地造成基盤のコンクリート擁壁は原則禁止又は畦状の土羽によって覆い隠すこと

防災上安全であること

既存のコミュニティに大きく影響ある施設規模や配置でないこと

主要な眺望を分断したりしないこと

既存樹木の保全に努めること

敷地内の緑化に努め周辺環境と調和した施設であること

) 産業緑化区域(特定区域)

既存の工場や事業所を中心に地域の活性化や若者の定住化に資する施設の立地を促す区域。このため地権者の理解を得ながら、魅力あふれる雇用の場の創出を図る必要がある。企業立地に当たっては、公害



既存工場は比較的よく緑化されている。

防止対策はもとより、業種・業態に配慮した敷地内の緑地空間や、集落区域間への緑の緩衝帯確保など、河川緑地や段丘斜面に挟まれた南北に細長い地で緑豊かな職場環境の形成を図る。現在一部事業所間にまとまった農用地も残っており、当面事業所等との間に残るまとまったオープンスペースとして、敷地の細分化やバラ売りは避け、できる限り一団敷地対応による農転許可等に基づく施設整備を図る。また既存の住宅施設や新設の住宅施設については、十分な緑化に努め、緑豊かな住環境形成を図るものとする。

施設整備検討時のチェックポイントは以下の通りである。

大規模な敷地造成を伴わないこと (無理な地形改変はしないこと)

敷地造成基盤のコンクリート擁壁は原則禁止又は畦状の土羽によって覆い隠すこと

防災上安全かつ低公害の地球環境にやさしい企業施設であること

サービス産業のほか若者にとっても魅力ある就業の場となるよう業種・業態に配慮した研究施設や事業所であること

敷地内の緑化に努め周辺環境と調和した施設であること

表 - 4 黒田地区のゾーン区分

	主な対象 (要素)	現在の市民の 位置付け	具体に取組みたいこと
里山緑地保全区域 (森林区域)	天王山・ 黒田の杜	里山・ふるさとの シンボルとなる母 なる緑地帯	森林保全・維持 管理道の保全・維持

黒田地区の母なる緑地帯として里山緑地環境の保全維持に努め、水源涵養を図り、緑の山並みに抱かれた黒田の里の「ふるさと景観」の継承を目指す。地域の資源林として活用しながら森との語らいや自然とのふれあいを通して、身近な生きものの生息する樹林地環境の維持管理を図る。

- ・土地変更を伴う開発や建築・工作物の建設・設置は原則禁止とする。
- ・自然とのふれあいや市民の散策レクリェーション等を目的とした小規模施設整備は、周辺環境との調和 を満たし大規模な土地改変や環境変化を伴わない場合に限り可能とする。
- ・鎮守の森や墓地等については、地域資源として維持保全を原則とする。

田園農地継承区域((農業区域)	農用地	営農農地	広がりある農地の保全維持
-----------	--------	-----	------	--------------

南に開けるまとまった優良農地の保全に努め、将来にわたって黒田の農業生産基盤として営農環境の保全・維持に努める区域。圃場整備等でも伝統的な条理地割の継承に努めるものとする。

- ・他用途への土地利用転用を極力抑え、広がりある田園景観の維持・継承を図る。特に宝魚園前からの眺望性に配慮する。
- ・必要に応じて学童農園や観光農業等、生産緑地機能を活かした体験交流の場(屋外)を設ける。
- ・農業生産と関連の無い土地利用や施設整備は、原則禁止とする。

河川緑地保全活用区域(保全区域)

宮田川·篠山川 少将山 豊かな自然 水辺の散策空間 生きものの豊かな水辺の保全 散策道の修景整備

河川や堤防並木等の有する自然環境の保全維持に努め、少将山とともに今日まで継承してきた河川沿いの良好な自然環境の継承を図る。住民とともに治水に努めながら水辺と共生してきた伝統的な水辺緑地景観の保全維持を図り、市民の自然とのふれあいや散策利用に資する区域。

- ・原則として土地利用転換は認めない区域とする。
- ・建築・工作物の建設・設置及び土地の放置化や資材置き場等の粗放過ぎる管理は、原則禁止とする。

農住環境形成区域(集落区域)

集落家屋立地

集落居住地

良好な集落居住環境の保全・維持

伝統的な農村家屋や町家等の低層住宅と家屋間に介在分布する農地等によってゆとりある住環境を形成してきた区域。段丘林とともに残存する農地によって各家屋の通風と日照が維持されており、ゆったりとした良好な住環境が今日まで継承されている。したがって、農地を営農環境として捉えるだけでなく、住環境形成のオープンスペースや身近な自然環境として評価し、農地が介在するゆとりある住環境の維持継承を図る。特に地域のシンボルである寸原のケヤキや残存する畦畔木、裏庭のカキノキ、水路、段丘林等の織り成す農村らしい佇まいを、先人からの文化的環境として評価し、景観的な修景を通して、農村らしさの残る新しい生活環境形成を目指す区域。

- ・既存居住者や地縁者の建築行為のみを受け入れる区域として、継承されてきたコミュニティを育みながら介在農地を活かした良好な住環境形成を目指す。
- ・ゆとりある生活空間の保全に配慮するとともに、基本的には低層住宅を主とした建築物を誘導する。

緑住環境整備区域(特定区域)

幹線道路沿いの農地 新興住宅予定地

既存集落と調和した住環境整備

既存集落と調和のとれた一体的な住環境形成や新しい良好な地域環境の創造を図る区域。

・住宅を中心に住宅規模と同等の店舗や事業所等も許容しながら、市民の出会いや新しいコミュニ ティ形成を図る。緑豊かな生活環境の整備・推進を図る。

産業緑化区域(特定区域)

沿川の低地、

丁場

中・大規模施設 立地誘導

安全な産業基盤の整備・景観向上

既存の工場・事業所を中心に地域の活性化や若者の定住意識に資する産業の育成や企業誘致を図る区域。

・宮田川や段丘斜面の残る集落環境と調和した緑豊かで安心・安全な産業・業務地環境の形成を図る。新設する住宅施設については、十分な緑化等を行い緑豊かな住環境整備を図る。

土地利用ゾーニング別建築指針(森林及び緑地に関する事項含む)

黒田地区のこれまで培ってきたふるさと環境を保全継承し、自然と共生するまちづくりを推進するため、六つの土地利用ゾーン別に建築物の高さ、規模といった数値的な建築基準をオープンスペースも含めた「いえ・にわづくり」基準として表 - 7のように定める。この中で緑条例に準じた開発面積に対する緑化面積の割合と高木植栽についての緑化基準を定めている。産業緑化区域の接道緑化率は、幅員4m以上の道路と接する距離の総延長を10とし、そのうち7割の距離を植栽帯とするものである。また土地利用ゾーン別に建築できる用途施設を立地可能な施設として表 - 8の一覧表にまとめている。

建築(いえ・にわづくり)基準一覧 (表-5 建築基準一覧)

みどり)条例区分	森を守る区域	さと	区域	まち区域				
黒田	地区区分	里山緑地保全区域 (森林区域)	田園農地継承区域 (農業区域)	河川緑地保全活用区域 (保全区域)	農住環境形成区域 (集落区域)	緑住環境整備区域 (特定区域)	産業線化区域 (特定区域)		
最 低	みどり条例		宅地面積 2	宅地面積 250 ㎡以上					
敷地規模	田口地区		敷地面積 250 ㎡		敷地面積 250 ㎡	敷地面積 200 ㎡	敷地面積 300 ㎡		
方从上巴入几个天	黒田地区		以上		以上	以上	以上		
建蔽率	みどり条例				60%以下				
建楸华	黒田地区		60%以下		50%以下	60%	以下		
广西 4	みどり条例		500	m ^² 以下	-	-	-		
床面積	黒田地区		500 ㎡以下	-	500 ㎡以下	500 ㎡以下	800 ㎡以下		
海 古 十	みどり条例		12m	ı以下		15m 以下			
絶対高さ	黒田地区		10m以下	-	12m以下	15m	以下		
・寸原のケ	ヤキH = 2 0 m					•			
	みどり条例								
建築壁面 の位置	黒田地区	-	2 m	-	1階2m 2階3m	1階2m 2階 2.5m	3 m		

	みどり条例 250 ㎡当たり 1 本以上の高木 開発面積 20%以上				250 ㎡当たり1本以上の高木 開発面積10%以上			
緑化基準	黒田地区	-	250 ㎡当たり 1本以上の高木 開発面積 20% 以上	-	250 ㎡当たり 1本以上の高木 開発面積 20% 以上	250 ㎡当たり 1 本以上の高木 開発面積 15% 以上	250 ㎡当たり 1本以上の高木 開発面積 25% 以上 接道緑化率 7/10 以上	

2階3m

3 階以上 4 m

	みどり条例				-	
透水面率	黒田地区	-	非建蔽地の 50% 以上	-	非建蔽地の 50%以上	非建蔽地の40% 以上

[・]寸原のケヤキや段丘斜面林を枯らさない。雨水の地下浸透面を確保し砂漠化させない。



中位と高位段丘面の境に位置するケヤキの並木。



農地をはさんで分布する農家の倉と総2階の新興住宅の家並。

立地可能な施設の用途 (表 - 6 立地可能な施設の用途)

施	設区分	里山緑地保全区域	田園農地継承区域	河川緑地保全活用区域	農住環境形成区域	緑住環境整備区域	産業緑化区域
大区分	小区分	(森林区域)	(農業区域)	(保全区域)	(集落区域)	(特定区域)	(特定区域)
	農家住宅	×	×	×			×
	分家住宅	×		×			×
居住用施設	一般住宅 (建売)	×	×	×			
	一般住宅 (戸建)	×	×	×			
	アパート(長屋)	×	×	×	×		×
	別荘	×	×	×	×	×	×
宿泊施設	ペンション	×	×	×	×	×	×
	旅館・ホテル	×	×	×	×		×
				,	,		
	農業用倉庫	×		×			×
# XK 55 x 1 4 4 5	農業出荷施設	×		×		×	×
農業関連施設	農業生産加工施設	×		×			×
	畜舎	×	×	×	×	×	×
		<u> </u>					
	交流活性化施設	×		×	×		×
交流施設	市民農園	×	×	×		×	×
	交番	×	×	×			×
公益施設	集会所・公民館	×	×	×			×
	学校	×	2	×	×	×	×
文教施設	博物館・美術館	×	×	×	×		×
7 437 W.Z. II.	幼稚園	×	2	×	×	×	×
	保育所	×		×	×	• •	×
医療福祉施設	老人福祉施設	×		×	×		×
	病院・診療所	×		×	×		×
	神社・寺院	2	×	×		×	
宗教施設	教会	×	×	×	×		×
				**	^		
	コンビニエンスストア	×	×	×	×	1	×
	日用品店舗	×	×	×			
	喫茶・レストラン	×	×	×			
	風俗営業施設	×	×	×	×	×	×
商業施設	 事業所・事務所	×	×	×			
1-30000	自動車販売店舗	×	×	×	×		
	ガソリンスタンド	×	×	×	×	×	×
	カラオケボックス	×	×	×	×	×	×
	運送業施設	×	×	×	×	×	×
		^	^	~	^	^	^
	大規模工場	×	×	×	×	×	
工場	小規模工場	×	×	×	×	×	
	業務用倉庫	×	×	×	×	×	
倉庫等	モータープール	×	×	×	×	×	
后伴寸	資材置き場	×	×	×	^	^	
٠ - ٠- ا	冥内量と物 也可能施設	^	^		 の立地不可		

:立地可能施設

: 地区説明会を開催し里づくり協議会及び篠山市の同意を得ること

×:施設の立地不可

1:24 時間営業については里づくり協議会の同意を得ること

2:既存施設の再建・増改築のみとする。

(3)「いえ・にわ」づくりガイドライン(景観に関する事項)

建築物等の定性基準である「いえ・にわ」づくりガイドラインは、高さや規模についての建築物のボリュームを規制・誘導する数値基準(定量基準)だけでは、美しいまちづくりは困難なため、建築設計に当たっての留意点を定性基準として定めるものである。黒田地区では、「位置・規模」、建築各部の「意匠」、「材料」、「色彩」等の原則を定め、デザイン上の工夫を求めている。農村らしい佇まいの残る黒田地区は、集約的な土地利用による広い営農環境の確保と効率的な水利施設配置志向のもとで、今日まで共通した作法を分かち合いながら、長い年月をかけて現在の景観を創り上げてきたものといえる。こうした環境は、家づくりやにわづくりを通して地域で共有しながら、今日の調和した佇まいが形成されてきたと考えられる。「いえ・にわ」づくりガイドラインは、地域で共有化してきたと思われる作法を「ルール」化しようとしたもので、今後の建築協議の中で定性基準の有用性が確認されていくこととなる。里づくり協議会では、この「いえ・にわ」づくりガイドラインを、開発業者との協議や認可の手引き、建築デザインのチェックリストとして活用する形となる。

(4)修景緑化計画(緑化に関する事項)

本章の最初に述べた水と緑の骨格ネットワ - クによって土地利用の基盤となる生態系のネットワークにも配慮した循環型の土地利用基盤を確保した基で、人為的な土地利用ゾーニングを行い、そのゾーン区分に応じて建築物等の開発規制や誘導基準を定めてきた。ここでは、そうした土地利用と施設の立地形態の枠組みを明確にした上で、黒田地区全体の風景印象の向上を図る修景緑化計画について検討・提示する。

修景緑化

黒田地区の慣れ親しんできた風景印象は、高位段丘面の農地越しに里を眺望した時の風景に代表されている。具体的には宝魚園前等からの眺望景観となるが、土地利用ゾーニングに基づき高位段丘面の農用地が保全され、農地越しの眺望性は確保されたこととなる。このため特定区域である農住環境整備区域に建設される住宅地や日常店舗等の景観を施設の見え隠れによって緩和し、少しでも田園環境と調和した緑化修景を行う。そのためには農住環境整備区域と田園農地継承区域の結界付近に景観木としてひと回り大きい大木を植栽し、柔らかく緑に包まれたような里に視覚されるように修景緑化を推進することとする。これによって緑の里山の山容を背景に屋根の上に輻輳する段丘の骨格的緑といえ・にわに植栽された庭木の緑が点景となり、施設の屋根面を覆うように植栽する修景緑化の景観木が建築物の見え隠れを演出し、黒田の里を「緑」で幾重にも取り囲むような奥深い景観形成が可能となる。こうした修景が田園越しの里の風景をより一層引き立てることとなる。

道路緑化

次に黒田地区を訪れる幹線道路からの景観向上を図るため、幹線道路沿いに景観木植栽を行う。一般の道路両側にシンメトリーに植栽する並木は、道路両側に建物が立地することを前提としたものであり、都市計画白地地域のような農用地が多く残る領域ではふさわしくない緑化

手法と考える。農村では道路から田園が広がる景観は美しく、海岸道路から見る海と同等の質を備えている。このため、眺望を遮る並木はふさわしくなく、かっての一里塚のように道路線形に沿った視覚的要所に景観木等の植栽が効果的と考える。このため黒田地区では、幹線道路沿いの曲折点等に視覚的効果の高い景観木を植栽し、段丘樹林との輻輳を演出することで、ドライバーからも黒田地区の豊穣な大地の豊かさが伝わるような修景整備を展開する。

以上の修景緑化と道路緑化の候補地について、ワークショップを通して確認しながらまとめ たのが、図 - 9 である。

花壇植栽等にいて

本計画の緑化とは、集落全体の景観向上をもたらすもので、住民個人が楽しむガーデニング等については、ワークショップ等でも検討していない。従来の話し合いによる緑化では結果的に公共性の高い場所が選択され、河川沿いや集会所前、学校接道部や校門といったところが緑化された場合が多い。大半が草花の花壇やプランターの植栽で、維持管理の手間の割に視覚効果の弱い緑化も見られたのも事実である。植栽は見る主体との距離によってボリュウム感が決定される。車通行の多い所にプランターを並べても効果は薄く、花壇も歩行者が繁茂に立ち寄り、たむろする場所でないと効果的とはいえない。また公共性の高い場所で植えられても、家屋の玄関前や窓辺に花が無ければ、集落印象は大きく変わらない。むしろ畦の彼岸花や山裾の紫陽花やコパ・パッパ・ツッジ・等の方が集落景観にインパクトを与えていると思われる。したがって黒田地区の花の植栽については、地植えを基本とし、街路や公民館前だけではなく、各自の玄関前や母屋を修景の主体とし、外から見えるように各戸で緑化し、花を楽しむこととする。

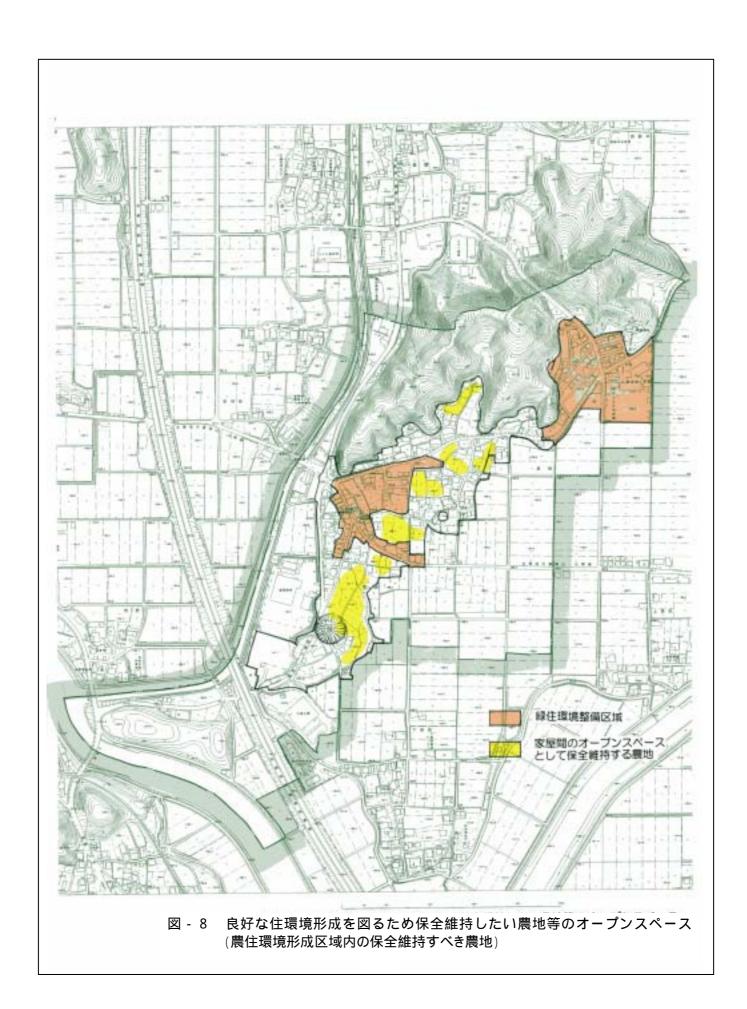
農地が介在する農村的佇まいの集落空間は、道ではなく母屋が景観主体である。門塀の少ない 黒田地区では、家屋は農地を取り囲むようにオープンであり、庭先や畦、玄関周りに花があふれ 介在農地をカキノキ等とともに取り囲む景観こそ集落の豊かさにつながる。プランター等で統 一した緑化は幹線道路の歩道帯沿いに限定し、花の植栽は、個人の趣味や才覚によって楽しむ ガーデニングこそ、質の高い集落全体の花づくりに通じる。農地と景観的に同化する道は、美し い田園や集落景観への眺望性の一翼を担う、その道が自己主張するように花で修景されては、 眺望性を損なう結果にならないか。彼岸花やコスモス等が似合うのは、農地と調和した風景を 構成していることに他ならない。そこに白いプランターを並べては「がんばっているな」と思

なお、公民館前等の公共性の高い施設は、花木等の景観木植栽を基本とする。施設も建物全体として見る景観要素として捉えると、建物と調和するのは樹木である。小祠や地蔵も背後や脇に樹木があると絵になる風景となる。施設前に近づいた時の主役は、出会う人ではないか。花は無理に緑化せずまずは自宅の母屋から、余力があれば公共スペースへ、を基本に黒田地区での実践を図りたい。

えても、景観面からはコンクリートと同じでマイナスと考える。



畦に咲くスイセン



建築物等の定性基準 (表・7 黒田地区「いえ・にわ」づくりガイドライン)

(1/2)

	建築物	等の定性基準	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<u>にわ」づくりガイドライン)</u>		(1/2)	
		田園農地継承区域 (農業区域)	建	<u>換 物</u> 緑住環境整備区域	産業育成緑化区域 (特定区域)	工作物	
		・主要道路から天王山及び黒田・敷地が山裾の場合、谷裾に配置す ・道路に沿って建物の長手方向		వ.		・左記に同じ (領域別)	
				・四つ角地では特に緑豊かな居住 ンの創成に努める。	地創生に配慮した新しいデザイ		
位	江置・規模	《周辺建築物等との関係》 ・周辺に建築物がある場合は以 ア)接道部の軒高の連続性に イ)突出した間口幅とならな ン等を行う。		・段丘斜面林沿いでは緑のスカー配置とし、周囲の緑地環境に	イラインをできるだけ切らない 溶け込むようにする。		
				むように努める。 自然素材を利用し修景に努める。			
			・余裕ある敷地を確保し、建ペ い率にゆとりを持たせるよう 努める。	・屋外広場を設けるなど地域に 開放された施設配置に努め る。	・余裕ある敷地を確保し、建ペ い率にゆとりを持たせるよう 努める。		
	壁面	調とした意匠とする。 ・外側に低層部を階段状に配置 したり、雁行型平面等を行う など、農業施設であっても単	し、介在する農地やカキノキ 等への見通しを確保する。 ・1階についてはまちなみの意	深いファサード意匠となるよう配慮する。	・巨大な壁面が目立つことがな いよう階層別セットバックや 分節・雁行型平面、スリット 意匠を奨励する。		
	壁面設備	・給水管、ダクト等は外壁面に 措置を構ずる。					
	屋根、屋上	・二方向以上の勾配屋根とした な処理を原則とする。	り、屋上や塔屋等も疑似屋根的	上の勾配屋根や勾配の緩やか なヴォルトとするなど、周囲	・勾配屋根やフレーム、棟飾り等で軽快なスカイラインとなるよう配慮する。・陸屋根の場合はできる限り高さを低く抑える。		
意	屋上設備	・壁面を立ち上げるか、疑似屋					
	低層部	としないよう努める。 ・出入口部は、緑と調和するよ	としないよう努め、遊びの要素を取り入れるなど、懐かし さや親しみのもてる意匠に努	・長大な無窓など、単調な壁面 ・幹線道路沿いでは歩行者に配 慮するとともに賑わいなどを 演出した意匠とする。			
匠	基礎又は土台	・農地や河川・水路沿いに位置 ・布基礎の場合は、石積み等、	・周囲に圧迫感を与えないよう できる限り低く抑える。				
	駐車場部	・通りから自動車が見えにくい	構造(緑化含む)とし、周辺や約	禄と調和した入口意匠や外壁仕」 ・二戸一カーポートを奨励す る。	 :げとする。	・左記に同じ	
	屋外階段	・形態、材料、色彩によって建 ・継承する農地側から直接見え		・形態、材料、色彩によって建 ・橋詰めや四つ角、表通り等か する。	築物との調和を図る。 ら直接見えにくい構造・意匠と	・周囲に与える突出感、違る感を軽減するような意図 とする。	
	日よけ	・必要最小限のものとする。設 ・商業施設以外では、日よけテ	置する場合は建物との調和に努め ント等は原則禁止とする。	かる。		・周囲に与える突出感、違利 感を軽減するような意匠 とする。	
	その他	・沿道施設との連続性、壁面位置する。	置、意匠、建具、素材等に配慮	・街角等多くの視線を集める場 特性を活かしたデザインを奨	所に建つ場合は、象徴性や地域 励する。		
	・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・下見板や基礎や擁壁には、板張り、漆喰、石組等の地場素材やそれに類した素材を用いる。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択する。						

建築物等の定性基準 (表 - 7 黒田地区「いえ・にわ」づくりガイドライン)

(2/2)

建築物等の定性基準 (表・7 黒田地区「いえ・にわ」づくりガイドライン)						(2/2)
5.1	· 各 纬 则 杨 + 恭 华	m 画 軸 14.0% 乙. (7.1-)*		築 物 4 分理培养# 5 / 4	호 ¥ 63 // C7 노부	 ⊤ <i>И</i> ⊏₩⁄⁄⁄⁄
ĽΧ	象種別領域等	田園農地継承区域 (農業区域)	農住環境形成区域 (集落区域)	緑住環境整備区域 (特定区域)	産 業 緑 化 区 域 (特定区域)	工作物
色彩	外壁	 ・基調となる色は、けばけばしくならない色彩とする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 (1) 10 Y R (橙) ~ 5 Y (黄)系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 (2) 5 Y (黄) ~ 10 Y 系の色相を使用する場合は、彩度 3 以下、明度 4 ~ 6、明度 4 ~ 8、明度 4 ~ 7 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下 				・左記に同じ (ただし、航空法、その 他の法令により、色彩 について許可等を受
		・農地や段丘の緑と調和する落・周りとの色調の連続性に配慮する。 ち着いた色調に努める。			・並木や段丘の緑と調和する落 ち着いた色調に努める。	けて設置する工作物 並びに広告塔、広告板
				似のトーン色とし、変化の中Iとする。 ・シンボルカラーとアクセントカラの通りであり、シンボルカラーはとする。 * 赤系基調色	Y . GY G . BG 上、彩度 1 以下) 以下、彩度 8 以上) B . PB 上、彩度 2 以下) P . PB 以下、彩度 6 以上) 建築立面に対し10%以下とする。	ては適用しない)
	屋根	・瓦の屋並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低 彩度で落ち着いた屋根色とする。 ・瓦を除き、マンセル色素系においては概ね次の通りとする。 ・彩度は10 Y から 5 YR、及び10BG ~ 7.5PGまでを 3 以下 *他の色相は 1 以下の無彩色に近い低彩度とする *明度は瓦を除き全色相 4 以下				
そ の 他	植栽	 ・地域環境に適した在来種を選定し、四季を感じさせる植栽や周辺の既存樹林と調和する植栽に努める。 ・街路からの眺めに配慮し、敷地内にシンボルツリーや景観木の植栽に努める。 ・緑のネットワーク図に基づき農地や水路沿いへの植栽に努める。 ・既存樹木(5m以上)は伐採しない。やむを得ない場合は、移植に努める。 ・段丘斜面や山裾等周辺樹林・樹木との調和に努める。 ・特に玄関部の修景緑化に努める。 			・緑に包まれた印象となるよう、 地域の環境に適した在来種を 選定し、自然植生を考慮した 上で、敷地内に低、中、高木 を適切に配置し、周辺の緑地 環境との調和に努める。ただ し、法令により緑化基準が設 けられている建築物について は適用しない。	る。 (ただし、工場立地法、 その他の法令により、 緑化基準が設けられ ている事業所等に係 わるものについては
			・農用地との境界部では接道部 と同様に重点的な緑化に取り 組む。	・特にシンボルツリーと草花花 壇の設置を奨励する。		植栽する。
	駐車場	・位置、植栽、塀、門の意匠等に配慮し、周辺から自動車が見えにくい構造とする。 ・前面道路側の緑化に努める。 ・透水性舗装を奨励する。			・周辺から自動車が見えにくい 構造とし、外周部はできるだ け緑化に努める。 ・透水性舗装を奨励する。	
	外 溝	・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する ・石組等の地場の素材感や工法を継承した意匠とする。 ・水路や農業用水を景観素材と ・水路や農業用水等の暗渠化は避け、周辺と調和した一体的な修景に努める。 して活用し田園環境と調和 し、生きものの生息にも配慮 した修景整備に努める。				
	掲出物	・案内版、広告物等の掲出物は周囲の町並みや環境と調和した意匠、形状、材料に努め、屋上広告物については原則禁止とする。 ・彩度の高い色(マンセル色要素の彩度10以上)の色数は2色以下とし地色は彩度の低い色の使用に努める。 ・ネオンサインや光源点滅が急速なものは、里づくり協議会と事前協議する。 ・のぼりは原則禁止とする。				

(5)市民ワークショップ整備地区の選定(点的計画)

本計画づくりを通して市民は、ワークショップに基づく協議を経験した。今後黒田地区で市民の出会いの場を演出し快適な散策利用やコミュニティ形成に資するため、要所に住民の要望による休憩場所や広場を整備する。その候補地は以下の通りであるが、新たな要望箇所も含め設置は地元の住民の要望に基づき、ワークショップ。等による市民参画協議を原則に、プランづくりを行い市民参画型の整備を実践するものとする。



宮田川沿いの桜並木。

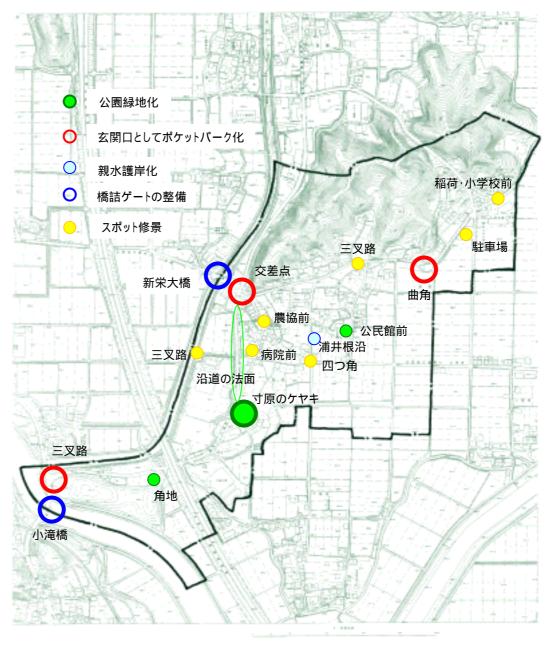


図-9 修景整備地区の候補地

第5章 里づくり計画の運用指針(推進体制とルールづくり)

(1)里づくり協議会と里づくり計画

里づくり協議会の役割

黒田地区里づくり協議会は、黒田地区の住民が「その地域をより快適で魅力あるものにするために開かれた論議を行い、里づくりの提案や実践を行う集まり」である。「開かれた」ものにするためには協議会の運営や論議をメンバー以外の住民に対してオープンにする必要があり、具体的にはすでに行われてきたように、会議の傍聴を呼びかけたり、適宜ニュースを発刊するなど、広く積極的に情報を提供することが求められる。これは里づくり計画後も必要不可欠で、何か協議を行えば常にニュース等として公開・記録していく必要がある。同時に協議会メンバーを機会あるごとに増やす働きかけが求められる。

なお協議会メンバーは「有志」であり、地域の「代表」ではない。役員であっても地域の将来の行く末を決める計画についてはひとり一人の意思が大切であり、役員だけで決定すべきものではない。また世田谷などのまちづくり協議会では、多数決を設けずあえて合意に達するまで努力するとしている例もある。少数意見を尊重しながら意見が分かれた場合の意思決定の方法など、役員間で一度決定手続きの合意を図っておく必要がある。

協議会の行う里づくりの提案は、協議会の論議をまとめ、行政にあるいは広く市民に対し、協議会として「わがまちをこうしたい」との思いを明らかにすることである。この場合の提案には、将来の里のあり方について協議会としての意志を発信したいという熱い思いが込められている。今後の個別事業や整備箇所でも同様の意志の発信が求められる。こうした提案こそ特定の対象に対する反対運動と異なる協議会独自の創造的産物であるといえる。 したがって 里づくり計画後も様々な具体の実践や事業化に向けて、協議会は常に提案する姿勢を忘れて はならない。里づくりの実践に向けて持続的な様々な集団的意志の提案が求められる。

里づくり計画達成を担保するための措置

里づくり協議会は、地区の包括的なことを事務とする組織ではなく、里づくりという個別事項を扱う組織である。黒田地域の将来像を構想としてまとめた里づくり計画を策定しており、市の認定を通してその計画に沿って地域整備を推進することとなる。したがって里づくり協議会は、住民参加による篠山市の諮問機関としての社会的な性格を有している。篠山市の「緑豊かな里づくり条例」で組織された協議会であることをまず認識しておく必要がある。

市の認定後は、地域内での開発を市に届ける前に里づくり協議会において住民説明が行われるようになる。これを受けた協議会では、専門部会等に本計画の各事項について調整を委ねることにし、本計画で定めた内容から著しく逸脱する案件は例外として、これらの各事項による基本事項を業者との調整を図ることとなる。違反者については、条例規定に基づきその者の氏名を公表することができる。また建築物についても同様である。

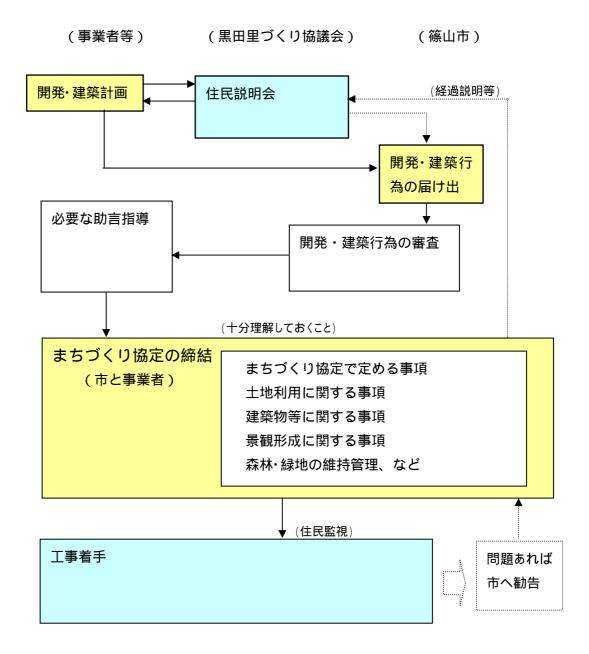


図 - 10 開発行為の届け出手続きの流れ

計画作成後の活動について

里づくり計画に基づき地域で実践していくためには、計画策定後も継続的な討議、活動が求められる。例えば自治体の進めるまちづくり事業を地元の意向を基にチェックしたり、まちづくりの一環として自主的なイベントを開催する、あるいは身近な公共施設整備においても住民参加をさらに進めるような取組を行うなど、発意に基づく活動が求められる。また里づくり計画の趣旨に相反する動きが起これば、すぐに「ノー」といえる体制を整えておく必要がある。そのためにも常に内外に情報発信する姿勢を忘れず、ニュース等でメンバーの思いを確認しあい、様々な協議や内容を黒田地区の里づくり史として記録していく体制が求められる。行政は人事異動が付きまとう。里づくりの意志を風化させないためにも自治会とは異なり、長期にわたっての役員配置や情報発信し記録していく体制が必要である。そして役員等は、まちづくり関連のシンポジウム等に参加し、行政や他団体と情報交換し、参加型の街づくりをさらに学び、磨き、新しい情報を把握し集積していく必要がある。

イベントの開催

協議会の動きは、一般の会員や未入会の住民には伝わりにくい。そのためにもニュースをタイムリーに発行し、それをもとに役員等の口コミで、広げていく努力が必要である。そうした情報発信とあわせて里づくりの関心を呼び起こすために様々なイベント開催が考えられる。またイベント自体が、黒田地区の情報発信であり、イメージアップに繋がることとなる。但し、活動を楽しく進めるためにイベントを開催し、組織の継続を図る団体は多いが、イベントそれ自体が活動の中心とならないように留意する必要がある。

- 例)・黒田地区の町の歴史や文化を見直す取組(写真展、野外映画会、ミニコンサート等)
 - ・先進事例の見学会、タウンウォッチング、自然観察会、里山散策等

地域の活動団体との連携

協議会のメンバーに自治会や PTA などの各種団体からも会員を迎えることは、大切だが、それだけで連携とはいえない。要は活動内容を粘り強く他の団体員に対して情報の公開と発信し、知ってもらい理解していただくことが重要だ。役員がうちの組織にも参加しているからといってその団体の構成員ひとり一人にまで、情報は伝わっているとはかぎらない。むしろ伝わっていないのが普通だ。根気強く里づくりに対する協議会の公平さや開かれた取り組み内容を認知してもらう努力が求められる。こうした姿勢と地道な活動が、伝統ある既存組織と連携する秘訣となる。

会費について

会議資料の発行やニュースの作成など費用はかかる。年一回は講演会なども開催したいのが本音だろう。誰でも参加できる開かれた組織として会費はゼロが望ましいが、ホームページの立ち上げなど、活動内容に応じて会費の検討や受益者負担の原則に基づく参加費の徴収などを行うべきといえる。また視察団体用の案内資料等も有料化し組織収入としたい。3年程度の活動経過を通して年間費用等を算出し、ある程度の成果の上に会費の徴収を考えたい。

地域マネージメントに向けて(寸原「欅」基金の提案)

行政等の資金援助等がなくなった後も計画的に里づくりを推進し、持続的に独自の取組ができるように自律した活動団体として、ふるさとの緑や田園環境を保全する「基金の創設」を検討する。昨年から問題となっている寸原のケヤキの保全育成等にも活用できるもので、黒田地区のふるさと環境基金として、居住者だけでなく地区の出身者や関係者からも支援を受けれるようにしたい。基金は寸原のケヤキ等のふるさと環境を守ることを目的に賛同者等の住民や個人、自治会、企業・法人からの寄付・出資を原資に協議会のイベントや活動収入や年度余剰金、ニュースの購読料、開発業者や新規転入者等の協力金等を積み立て、ふるさとの環境保全のために協議会が独自に運用する基金である。基金は、里づくり計画の基本方針に沿って運用し、事前に運用用途を公開することで公益性を担保する。たとえ小さな基金だとしても、地域の当事者が育てている基金という意識を大事にし、自律し持続的な「住民主体」の里づくりを意図する。目標は当面 1000 万円。年利 2 %として年間 20 万円の資金活用が可能となる。

(2)役割分担

黒田地域の里づくり計画は、里づくりに関わる全ての主体が、里づくり計画に関して、自らの 役割を認識し、主体的に実践し積み重ねていくことを通して実現される。このため各主体の役割 を明らかにし、相互に連携と協働を進めていく必要がある。

) 県の役割

丹波地域の良好な風景づくりに向けて、許認可の対象となる開発行為に対し、助言指導を行いその協議のノウハウを情報提示する。里づくり協議会の取組過程を通して住民の意向を踏まえ、様々な施策に参加と協働によるまちづくりを仕掛ける。里づくり協議会同士の情報交換や学習会の開催など、協議会役員等の経験交流や情報・交流機会の提供を図る。

)市の役割

今後も里づくり計画に関する支援を継続し、行政内や各主体の協力連携を図る。

)住民の役割

里づくりは、住民の発意と実践によって達成される。里づくりに対する理解と関心を高め、自発的、積極的に里づくりに取り組むとともに、地域における協力・連携に努める。

)事業者の役割

里づくりの実践者というべき住宅メーカーや造園、建材メーカー、工務店などの供給主体の役割は大きい。自らの営業分野だけでなく、里づくりの包括的な視点から事業活動を見直し、協議会が求める良好な里づくりに結びつくような事業活動を図るとともに、実践者として各主体の協力連携に努めることが期待される。

) 里づくり計画担当課の役割

本計画の効果的な推進を図るため、各里づくり協議会と連携し、計画的に事業実施を推進する。 計画の進行管理

里づくり計画に基づく方策展開を着実かつ計画的に進めるため、里作り策定地区の継続的チェックや計画 の進行状況の確認、都市計画審議会への報告、これらに伴う助言等の進行管理を行う。

計画の進行状況のチェックと公表

各地の里づくり計画の進捗状況を把握し、効果的かつ計画的な推進を図る。里づくりの取組状況を市民に広く情報公開し、里づくり機運を喚起し、必要に応じて市民の意見を広く収集し、計画運用に

[県の役割]

- ・各種施策・事業を通して率先して住民の参加と協働による 丹波らしい風景づくりに取り組む
- ・里づくりや風景づくりに取り組む自発的な取組を支援するため、社会資本整備や社会経済システムづくりに取り組む。
- · 各主体の連携交流を図り、国や他府県、市町との協力・連 携調整に取り組む。
- ・丹波地域全体の広域的な視点から施策展開を図る。
- ・市町が行う組織間の連携調整図る。
- ・里づくり協議会に対する継続的な支援体制を確立する。

する。

[市の役割]

- ·各種施策·事業を通して率先して住民の参加と協働による 篠山らしい風景づくりに取り組む。
- ・住民、事業者、県などと協力連携しつつ、独自の多用な施 策を展開。
- ・里づくり協議会の情報交換や合同研修等を開催する。
- ・住民への里づくり計画の関心と理解を高める。

担当課の役割

- ・里づくり計画の成果と開発行為等の継続調査
- ・基本方策の実施と計画事業の進捗状況の把握
- ・協議会運営や事業実施に伴う、問題点と課題の共有

[事業者の役割]

・各主体との連携協働に努める。

[住民の役割]

・里づくりのつくり手として社会的責任を自覚し、各地域の里作り計画を尊重する企業倫理の確立に努める。

・自ら地域の景観や環境、里づくりについて学習し、認識を

・住宅の建築や門塀、緑化など里づくりに関わる行為の実施

については、自ら里づくり計画を実践している自覚にたち、

協議会と連携しながら、積極的な里づくりを実践する。

・地域の里づくり活動に積極的に参加・協働する。

- ・自ら里づくりや農村のまちづくりを学習し、認識を深め、風景形成の視点から、自らの事業活動を見直し、丹波の森構想や緑条例等に即した事業活動に自発的に取り組む。
- ・里づくりや景観形成に関わる事業活動について、自発的に取り組む、
- ・県や市町の施策に積極的に取り組み、各主体の連携・協力に努める。

36

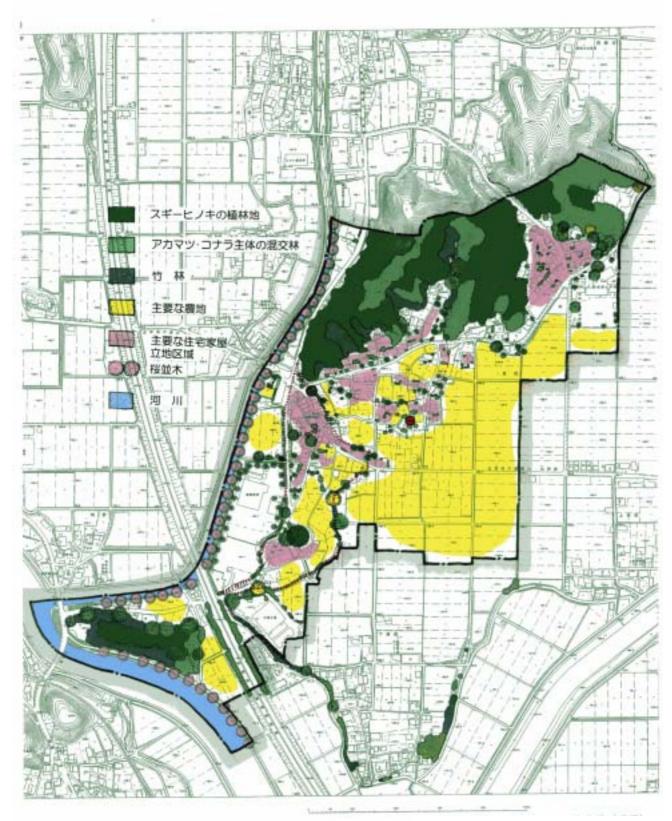


図 - 11 樹林・樹木分布構成図(現況)

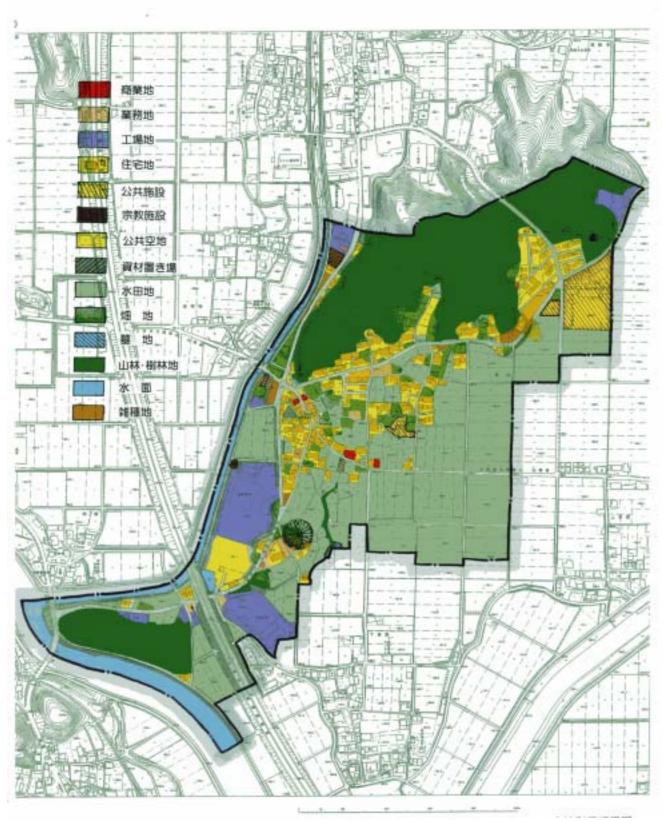


図 - 12 土地利用現況図

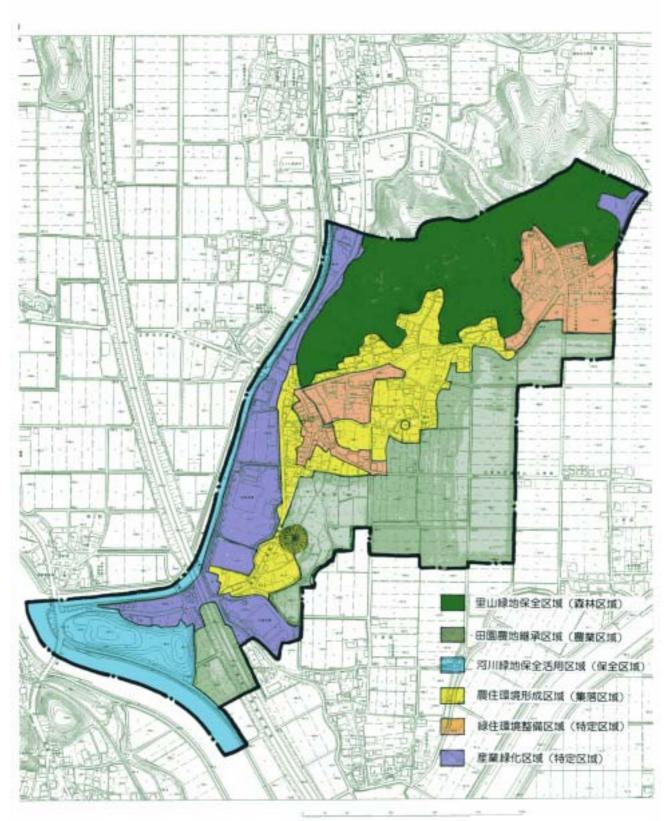


図 - 13 土地利用計画図

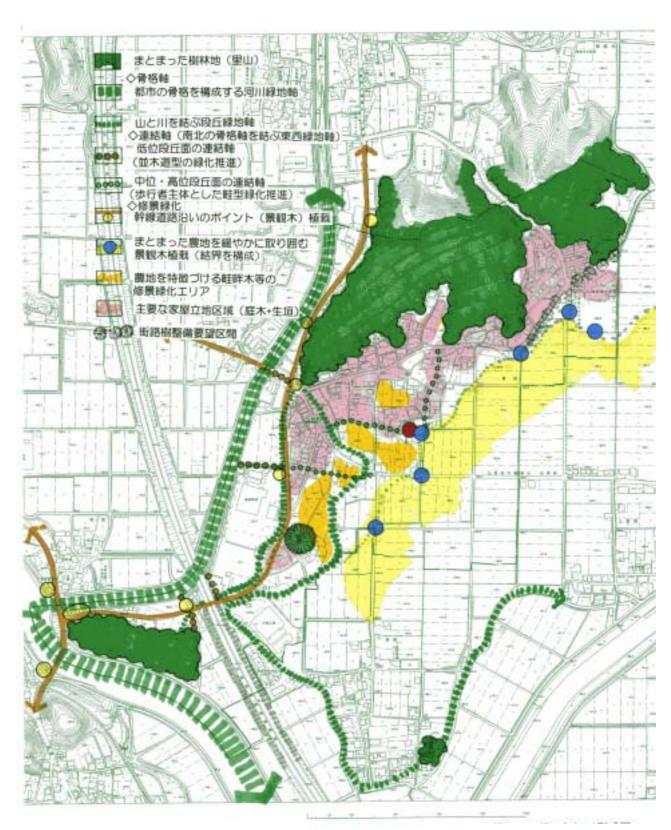


図 - 14 緑のネットワーク形成図



黒田地区里づくり協議会趣意書及び規約 その他資料

設立趣意書

私たちが住む黒田は、山や川や里山といった緑豊かな自然とともに、先人たちの築いてきた歴史や文化などの良好な生活環境が営々と伝えられています。

近年になって宮田川の改修、川代ダムの完成、舞鶴道の開通そしてJRの複線化が進むなど住環境がずいぶん変わってきました。そのため篠山市では、移り住むための住居を求める人も増え、住宅団地や郊外型店舗が増大しました。

黒田も例外ではありません。このまま野放しの開発が進みますと、虫食い的な住宅開発が蔓延り、貴重な自然環境や景観等が喪失してしまう恐れがあるなど、多くの課題を持っています。

篠山市ではこれらの課題に対応するため(篠山市独自の)土地利用のルールが必要である として「篠山市土地利用調整基本計画」が平成15年に作成されました。この計画は、篠山市 の緑豊かな自然環境を保全し、無秩序な開発を防ぎ、計画的な土地利用に誘導しようとする ものです。

さらに篠山市は、全国に先駆けて地域住民が参画した地域レベルの土地利用計画策定を 支援する、「緑豊かな里づくり条例」を制定しています。

以上の状況に鑑み私達は、「篠山市土地利用調整基本計画」を基本としながら、黒田の個性 や実情を反映したより具体的な計画 "黒田里づくり計画"を作成する必要があると考え、 「黒田里づくり計画」を策定するため、「黒田里づくり協議会」の設立を提言しました。

黒田里づくり協議会では、黒田の持つ自然環境・社会環境に目を向け、より良い方向に進む提案を行い、実行計画を出します。テーマを二つに絞りますと、

- ①自然環境の保護保全:黒田の持つ自然環境の中で皆が大切に思うもの、後世に残したい と思うものさらに歴史的に貴重なものを皆で守り、また取り戻そう とする試み。
- ②より良いコミュニティ:自然を大切にする気持ち、自然に親しむ心から始まり、皆で共通 の目的を持った社会を創造する。

の二つであり、地球環境にやさしくかつ安心して生活できる里、黒田を目指します。

「黒田里づくり計画」は住民の皆さんの参画を得て作成されるべきものであり、 そのようにして構築された計画が市の認定を受けた後「篠山市土地利用調整基本 計画」より優先した扱いを受けることが決まっています。そのための第一歩として 「黒田里づくり協議会」を設立するものです。

黒田里づくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、黒田里づくり協議会(以下「協議会」)と称し、事務所を 篠山市黒田「さつき会館」内に置く。

(区域)

第2条 協議会の活動区域は、次に掲げる地域とする。

大字 黒田 のうち以下の小字を含む。

イノ坪、ロノ坪、ハノ坪、トノ坪、ヌノ坪、ルノ坪、ヲノ坪、ワノ坪、カノ坪、タノ坪、レノ坪、ソノ坪、浦坪、上ノ坪、樋ノ坪、北ノ坪、東谷、茶臼山、井根ノ百合、東ノ坪、谷田、及び、二ノ坪・ホノ坪・ヘノ坪・チノ坪・リノ坪・ヨノ坪の一部、高屋字古池ノ坪、西谷飛び地

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参画と協力により、コミュニティの醸成を 図りながら、地区内の良好な地域環境を保全しつつ、潤いとゆとりのある地域社会の 形成に努めることを目的とする。

(活動及び事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - (1)里づくり計画の策定に関する活動
 - (2)まちづくりの推進を図る活動
 - (3)コミュニティの醸成を図る活動
 - (4)青少年の健全育成を図る活動
 - (5)前各号に掲げる活動を行う団体と連携した活動
- 第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1)里づくり計画の実現とその啓発に必要な集会、講演会等の開催
 - (2)会報等の刊行
 - (3)目的を同じくする団体との連携と情報の交換
 - (4)その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

- 第6条 協議会は、次に掲げる者を会員として組織する。
 - (1)正会員 活動区域内に住所を有する者。

活動区域の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を有する者。

(2)U20会員 活動区域内に住所を有する20才未満の者。

(入 会)

第7条 協議会に入会しようとする者は、会長が別に定める手続により申し込むもの とし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員

(種別および定数)

- 第9条 協議会に次の役員をおく。
 - (1)委員 15人以上21人以内
 - (2)監事 2人
- 2 委員のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任等)

- 第10条 委員及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、役員会において互選する。
- 3 監事は、委員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第11条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が 予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 委員は役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行 する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為 又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に 報告すること。
 - (4)前号の報告のため、必要がある場合は総会を招集すること。
 - (5)委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、 若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行わなければならない。

第5章 総会

(種 別)

第 13 条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

- 第14条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 U20会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

- 第15条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1)規約の変更
 - (2)里づくり計画並びにその変更
 - (3)解散
 - (4)合併
 - (5)事業報告及び収支決算
 - (6)役員の選任又は解任
 - (7)その他運営に関する重要事項
- 2 里づくり計画に関する事項を付議するときは、予め、この協議会が存する区域内の 土地及び建物について所有権等を有する者の相当数の同意を得なければならない。

(開催)

- 第16条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 通常総会に付議する事項が前条第5号のみのときは、役員会をもって代行する ことができる。
- 3 臨時総会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。
 - (1)役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき。
 - (3)第11条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第17条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第 19 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議 決)
- 第 20 条 総会における議決事項は、第 17 条第 3 項の規定によって予め通知した事項 とする。
- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(表決権等)

- 第21条 正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について 書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所

- (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 役員会

(構成)

第23条 役員会は、委員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1)事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2)委員の職務
 - (3)専門部会に関する事項
 - (4)事務局の組織及び運営
 - (5)総会に付議すべき事項
 - (6)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第25条 役員会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2)委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき。
 - (3)第11条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第26条 役員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 15日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも 5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、 委員の中から選出する。

(議 決)

- 第 28 条 役員会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によって予め通知した 事項とする。
- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各委員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)委員現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 専門部会

(構成等)

- 第31条 専門部会は、委員をもって構成する。
- 2 専門部会の権能等については、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1)助成金
 - (2)寄付金品
 - (3)その他の収入

(資産の管理)

第33条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が、 別に定める。

(事業計画及び予算)

第34条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算並びにその変更は、会長が作成し、 役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 35 条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。
- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第36条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 計画の変更、解散

(計画の変更)

第 37 条 この協議会が里づくり計画を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、篠山市が規則で定める軽微な事項を除いて、 篠山市長の認定を得なければならない。

(解散)

- 第38条 この協議会は、次の事項によりに解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2)目的及び事業の成功の不能
 - (3)会員の欠乏
 - (4)合併
 - (5)篠山市長による設立の認定の取り消し
- 2 この協議会を解散しようとするときは、篠山市長に届け出なければならない。

第10章 雑則

第 39 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協議会の設立当初の役員は、第 10 条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。

会長岸田士郎

副会長 北山 榮太郎

副会長 北山好一

副会長 北山弘義

委員 上見重信

委 員 岸田知栄子

委員 北山 勲

委員 北山幸代

委員 北山潤一

委員 北山 尚

委員 北山範夫

委 員 北山波津子

委 員 北山正明

委員 北山ゆきゑ

委 員 木村 恵美子

委員 酒井郁子

委員 中山史夫

委 員 平岡秀雄

委員 松本博文

委員 山田時博

委 員 渡辺祐介

監事 北山 勝

監事 松本正義

4 この協議会の設立当初の役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、 平成 17 年 3 月 31 日までとする。